

参 考 資 料 集

(目次)

○ 基礎資料編

・ 年金の役割	2
・ 公的年金制度の仕組み	5
・ 年金財政の仕組み	6
・ 年金額の基本設計	7
・ 老齢基礎年金月額分布	8
・ 高齢者世帯の所得分布	10
・ 無年金者数について	11
・ 現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額	12
・ 被保険者期間別の老齢基礎年金新規裁定者数	13
・ 障害年金制度の概要	14
・ 遺族年金制度の概要	17
・ 平成22年度の納付状況等	19
・ 年金制度の国際比較	24
・ 各国の公的扶助制度と拠出制年金制度以外の所得保障	25

○ 社会保障改革集中検討会議提出資料 抜粋

・ 現行制度の抱える課題に対する解決の方向性	27
・ 受給資格期間の短縮	28
・ 低所得者への加算	30
・ 高所得者の年金額の見直し	33
・ 各団体等の意見の抜粋	37

○ 受給資格期間の短縮に関する資料

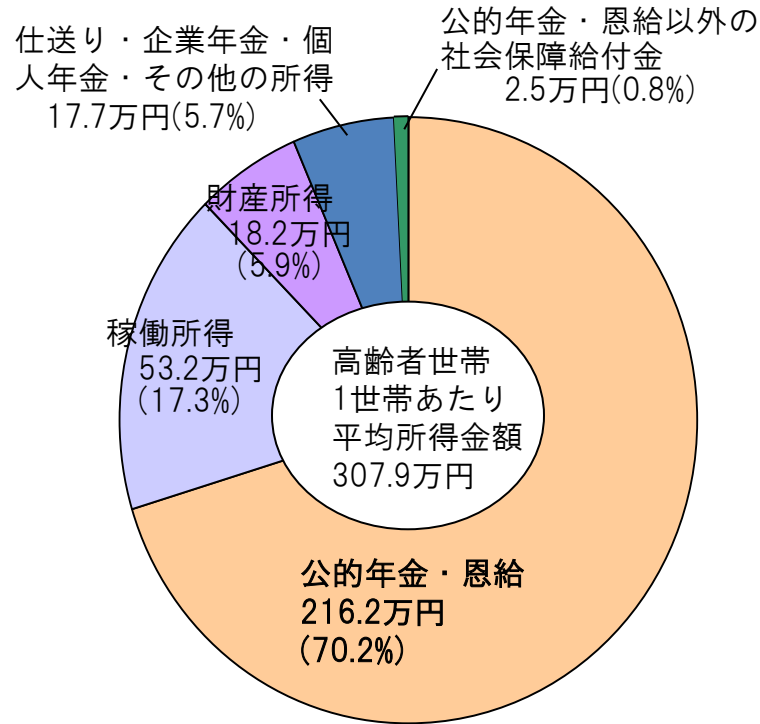
・ 国民年金法の解説等	39
・ 諸外国における受給資格期間	41

○ 所得・収入に応じた加算・減額に関する資料

・ 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準	42
・ 生活保護と公的年金の役割の違い等	44
・ 現行年金制度における加算制度	47
・ 収入・所得・課税所得の概念図	48
・ 公的年金等控除の概要	49
・ 財産権に関する過去の判例等	50
・ 社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み	53
・ 所得保障施策における基礎年金の位置づけ	55
・ 基礎年金の給付水準 改定経緯	56
・ 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について	57

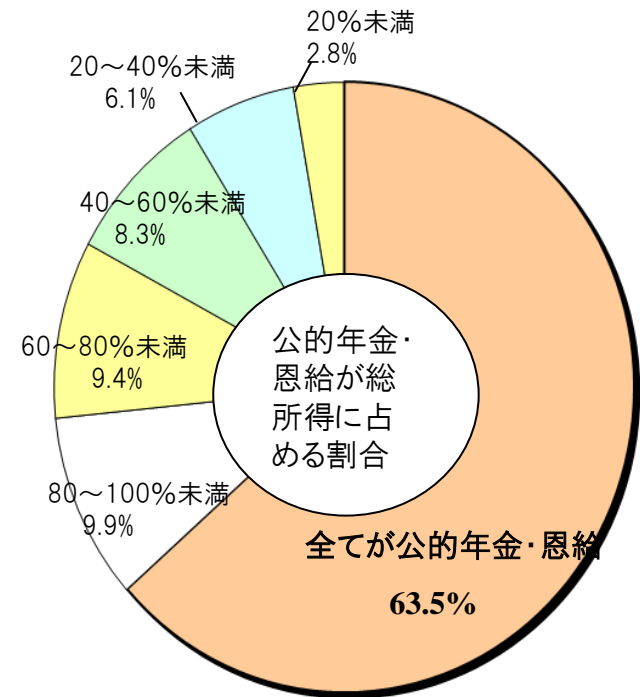
年金の役割(1)

① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成22年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



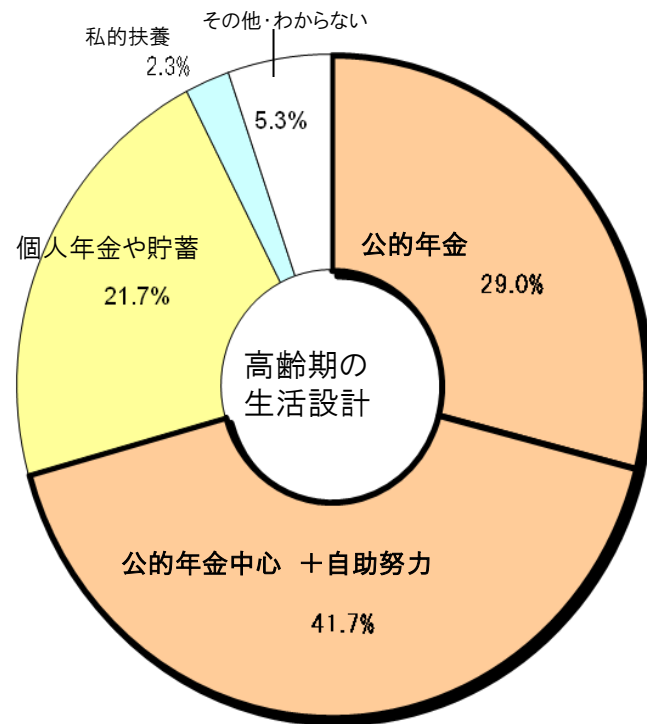
(資料)平成21年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

○「公的年金・恩給が総所得に占める割合」についての注意

平成21年度の状況を見る平成22年国民生活基礎調査については、定額給付金の支給による一時的な影響により、「全てが公的年金・恩給」の割合が極端に少なくなる例外的な結果となるため、資料として採用しなかった。

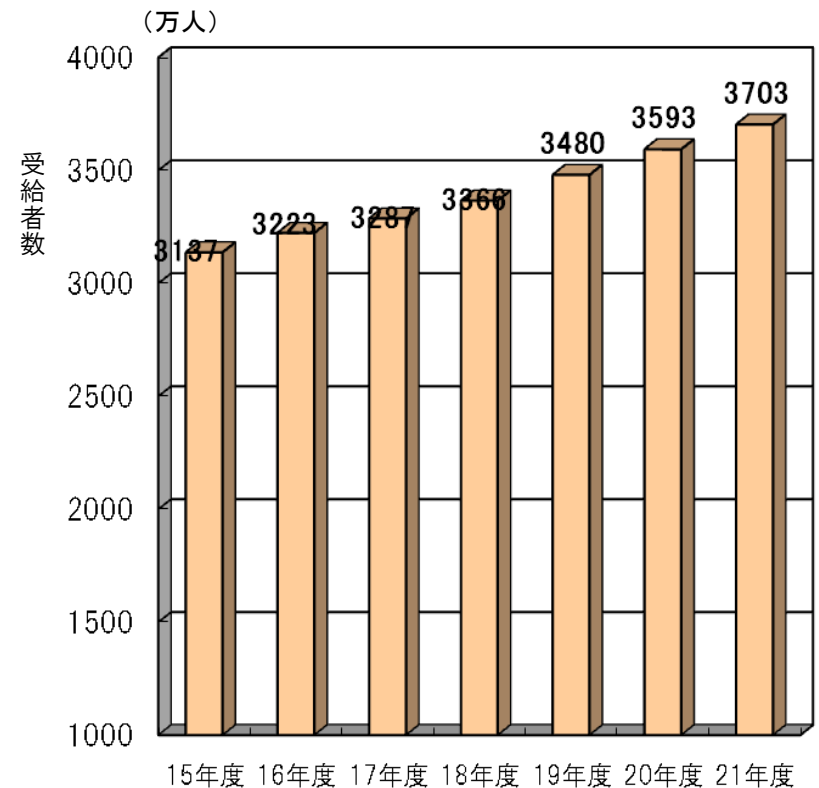
年金の役割(2)

③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



(資料)年金制度に関する世論調査(平成15年内閣府)

④ 国民の4人に1人が年金を受給



(資料)厚生年金保険・国民年金事業の概況 (厚生労働省)

年金の役割(3)

⑤ 地域経済を支える役割

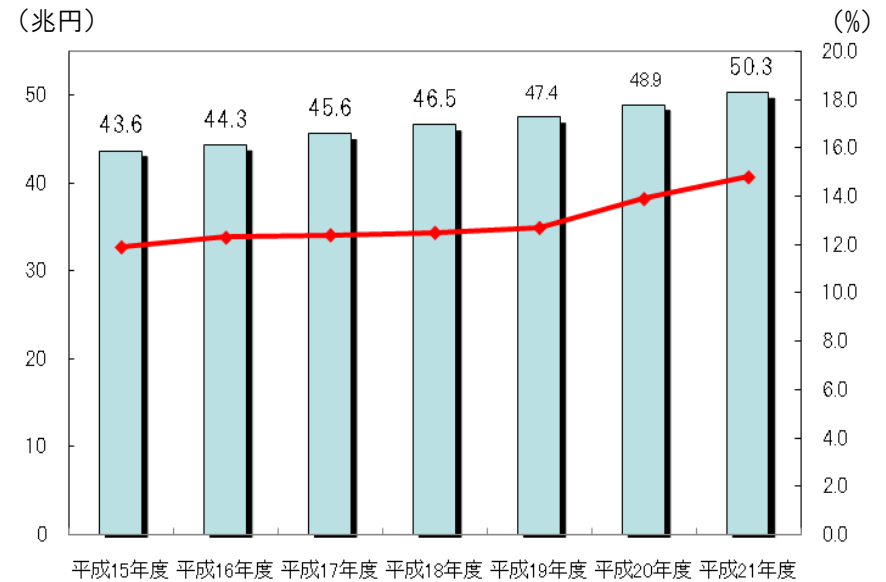
一 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費 支出比
島根県(28.6%)	17.8%	23.7%
高知県(27.8%)	17.4%	20.4%
愛媛県(25.6%)	16.0%	21.0%
鳥取県(25.5%)	15.7%	20.0%
長崎県(25.2%)	15.6%	21.0%
山口県(26.9%)	15.2%	23.4%
秋田県(28.4%)	15.1%	18.7%

高齢化率:総務省「人口推計」(平成20年10月1日現在)
 都道府県別年金総額:厚生労働省年金局事業企画課調査室提供(平成20年度)
 県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成20年度)

⑥ 年金総額は50.3兆円。対国民所得比14.8%

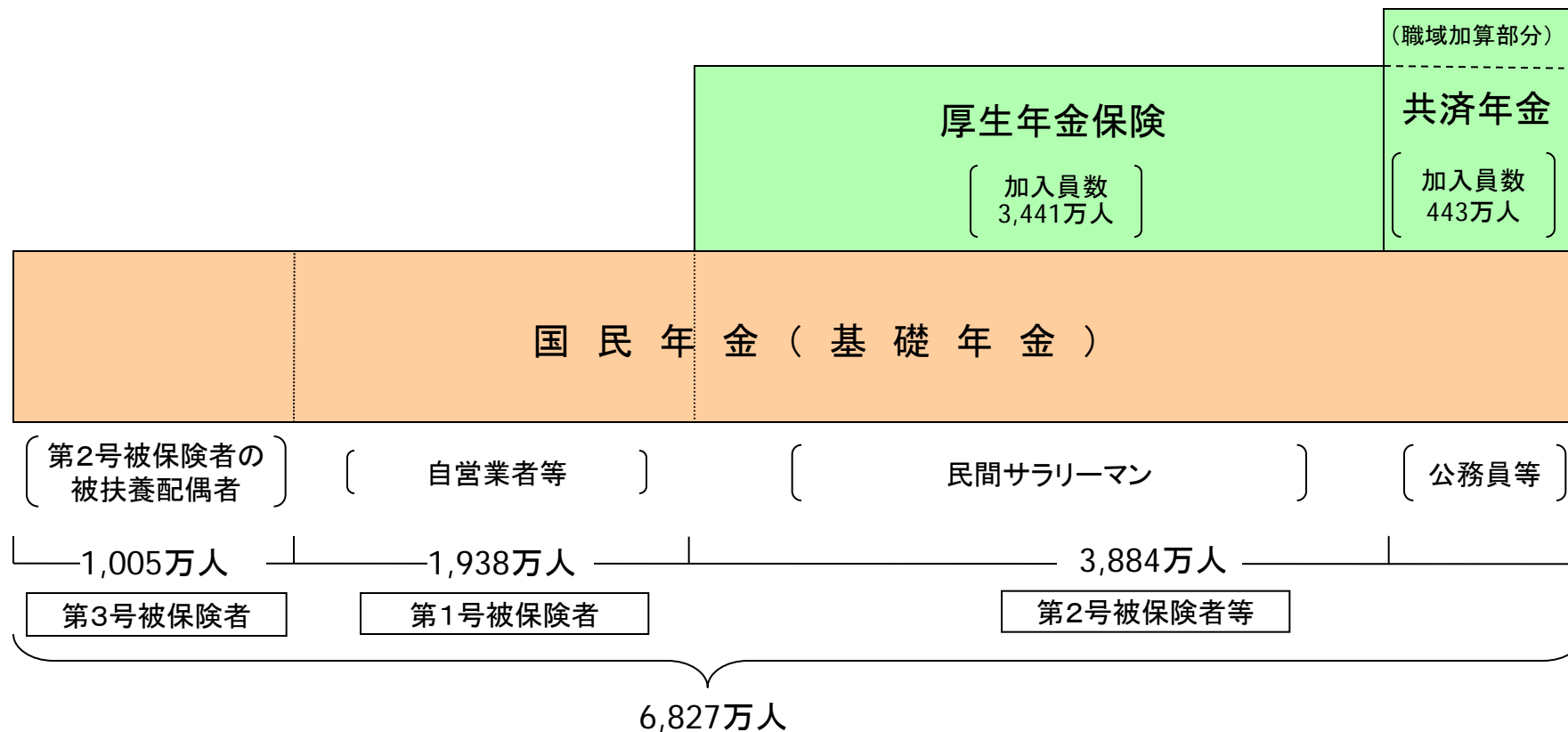


(資料)厚生年金保険・国民年金事業の概況 (厚生労働省)

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

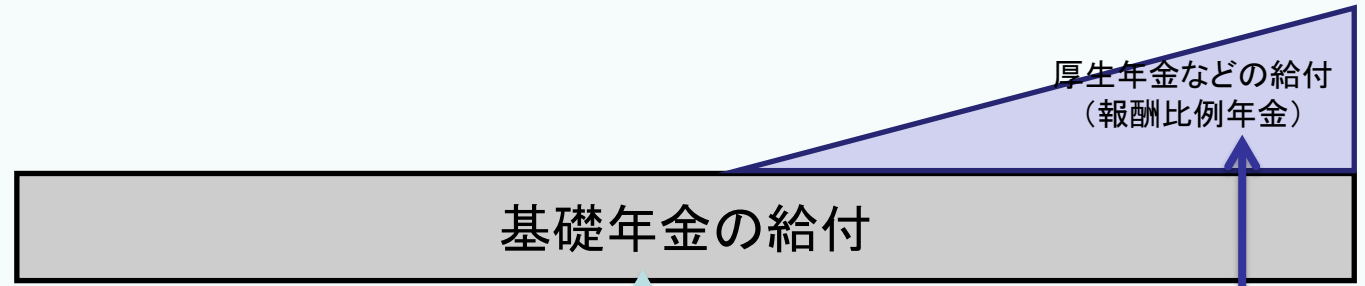
（数値は、平成22年3月末）



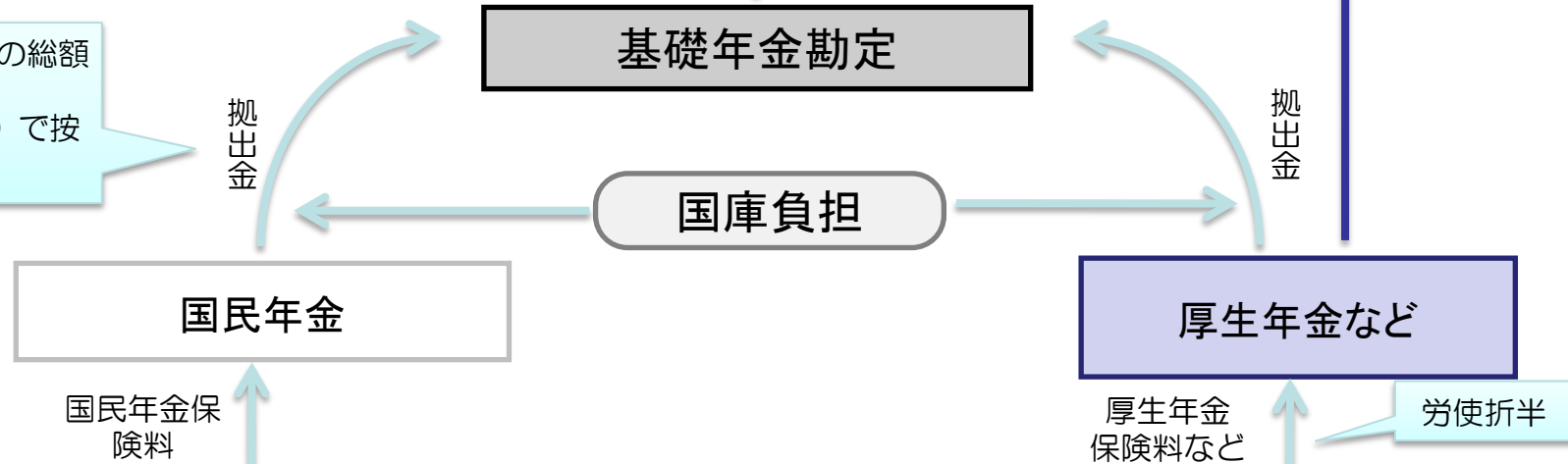
※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。第2号被保険者等のうち、共済組合の組合員及び加入員については、平成21年度末現在の実績である。

年金財政の仕組み

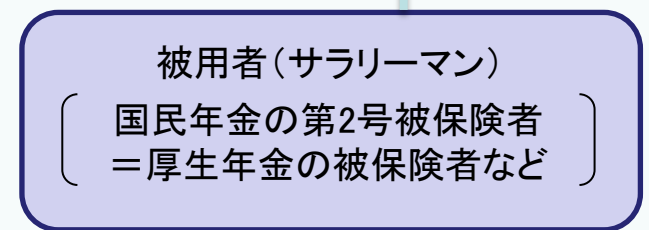
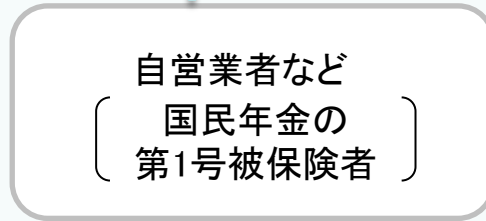
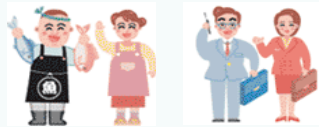
年金受給者



各制度は、基礎年金給付費の総額を、それぞれの被保険者数（第3号被保険者を含む）で按分した額を負担する。



現役世代



(注1) 資金の大きな流れのみを表示しており、細かい部分は省略している。

(注2) 共済年金については、「厚生年金など」に含めている。

(注3) 「国民年金」・「厚生年金など」は、年金の給付や基礎年金勘定への拠出にあたり、年金積立金の運用収入など、保険料と国庫負担以外の収入も、その支出に充てている。

年金額の基本設計

① 基礎年金（満額を定額で設定）

- 国民年金の一月の保険料は、1万5,020円（平成23年度）
- 基礎年金の額は、平成23年度は月額で単身6.6万円、夫婦13.1万円（保険料を40年間納付した場合）

- ※ 年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間、カラ期間の合計が25年以上であることが必要。
（カラ期間とは、専業主婦や学生が、加入義務がないために制度に加入していなかった期間をいう。年金額には反映されない。）
- ※ 第2号被保険者期間、第3号被保険者期間については、保険料納付済期間に含まれる。
- ※ 保険料免除期間は、全額免除の場合は、2分の1（平成20年度以前は3分の1）として年金額を計算する。半額免除等の場合は、4分の3（同3分の2）等とする。
- ※ 国民年金保険料を25年間納付した場合の年金額は、月額で単身4.1万円。

$$\left[\text{約6.6万円} \times \frac{25\text{年}}{40\text{年}} = \text{約4.1万円} \right]$$

② 厚生年金（報酬比例）

- 厚生年金の保険料率は、16.058%（平成22年9月～平成23年8月）
- 厚生年金の額は、以下の計算式により算出。

$$\left[\begin{array}{c} \text{平成14年度までの分} \\ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000 \text{注1}} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{平成15年度以降の分} \\ \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000 \text{注1}} \times \text{平成15年4月以降の被保険者期間の月数} \end{array} \right]$$

注1) 1000分の7.125 や1000分の5.481 の乗率は、生年月日により異なる。 注2) 賞与を含めた年収を12で除した額。

- ※ 上記の計算式は、平成12年改正後のものであるが、これによる年金額が改正前の計算式による年金額を下回る場合には、改正前の年金額を支給している。
- ※ 過去の収入は、現在の水準に評価し直して計算（例えば、昭和40年度の給与は約7倍換算して計算）する。（＝再評価）
- ※ 平均月収36万円で40年間加入した場合（配偶者は、第3号被保険者）を想定した夫婦2人分の標準的な額（月額）は、231,648円（平成23年度）。（老齢厚生年金100,166円 + 老齢基礎年金65,741円×2）

老齡基礎年金の年金月額の分布

(平成21年度末)

年金月額	総 数							
	合 計 (割 合)		男 子	女 子	基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計 (割 合)		男 子	女 子	合 計 (割 合)	男 子	女 子	
	25,014,879	100.0%	10,838,209	14,176,670	8,550,449	100.0%	2,037,041	6,513,408
万円以上 万円未満								
～ 1	129,470	0.5%	11,594	117,876	54,359	0.6%	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	1.4%	65,999	275,324	149,560	1.7%	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	4.7%	248,496	916,466	663,623	7.8%	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	14.3%	785,899	2,797,379	2,237,235	26.2%	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	13.8%	914,790	2,529,946	1,417,793	16.6%	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	18.1%	1,671,294	2,868,579	1,420,620	16.6%	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	41.8%	6,754,631	3,712,378	2,060,363	24.1%	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	5.4%	385,506	958,722	546,896	6.4%	144,814	402,082
平均月額(円)	54,258		59,166	50,506	48,921		53,875	47,371

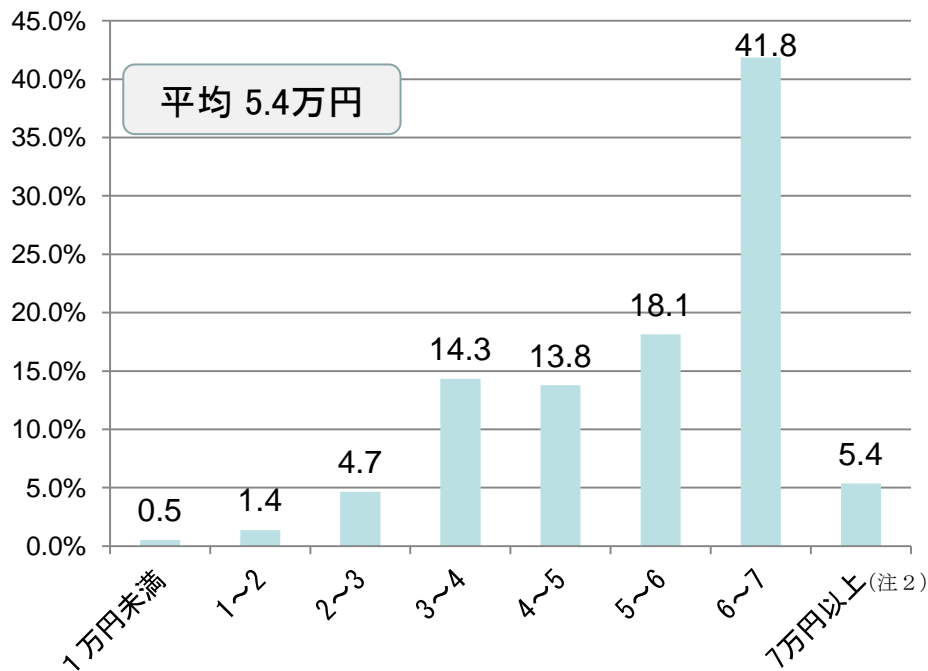
注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者(5年年金を除く)の受給権者をいう。

(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

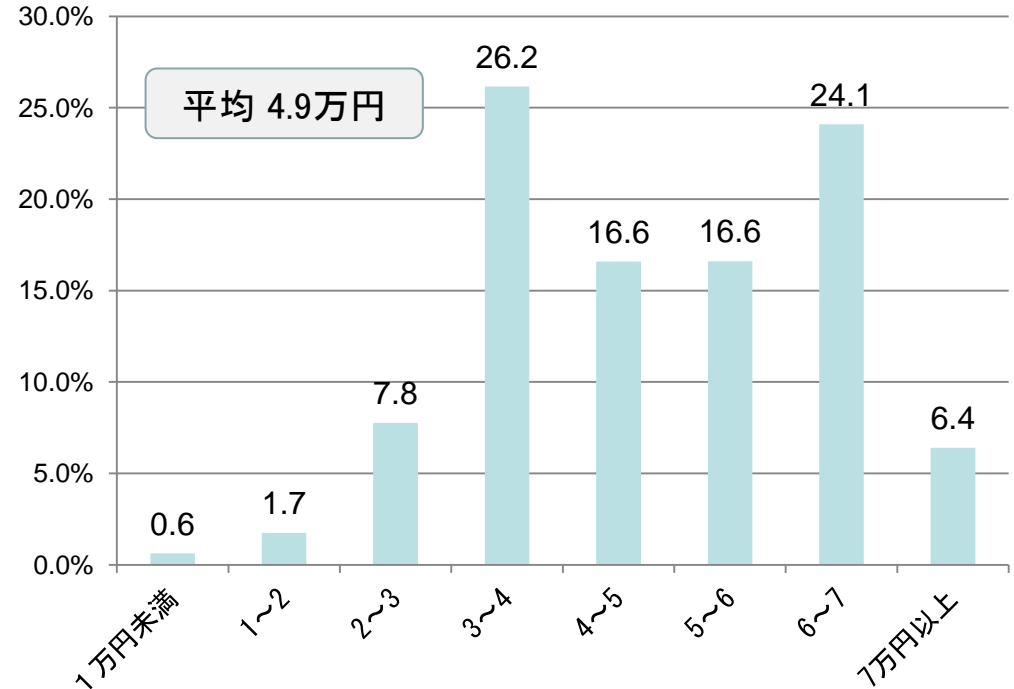
老齢基礎年金の年金月額分布

- 老齢基礎年金等の受給権者（21年度末で約2,500万人）の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台、3万円台が多くなっている。
- これをいわゆる1階部分（基礎のみ・旧国民年金老齢年金）のみの年金受給権者で見た場合には、月額3万円台が最も多く、次いで6万円台が多くなっている。

○ 老齢基礎年金等の受給権者の年金額



○ 基礎のみ・旧国年(注1)の受給権者の年金額

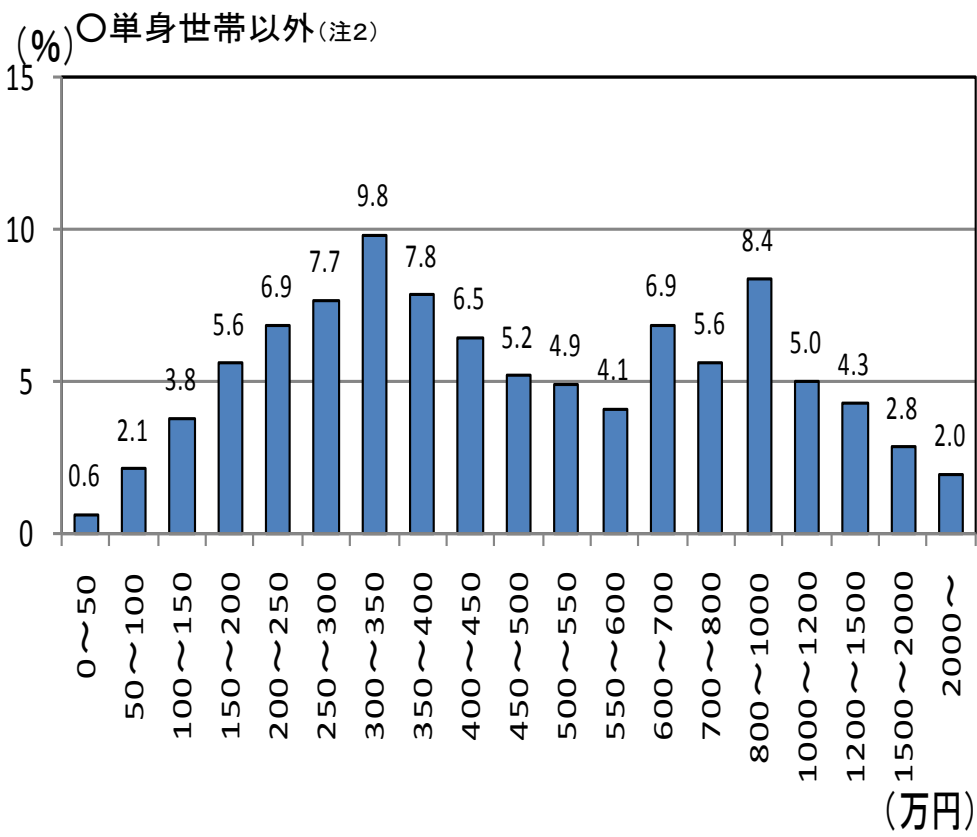
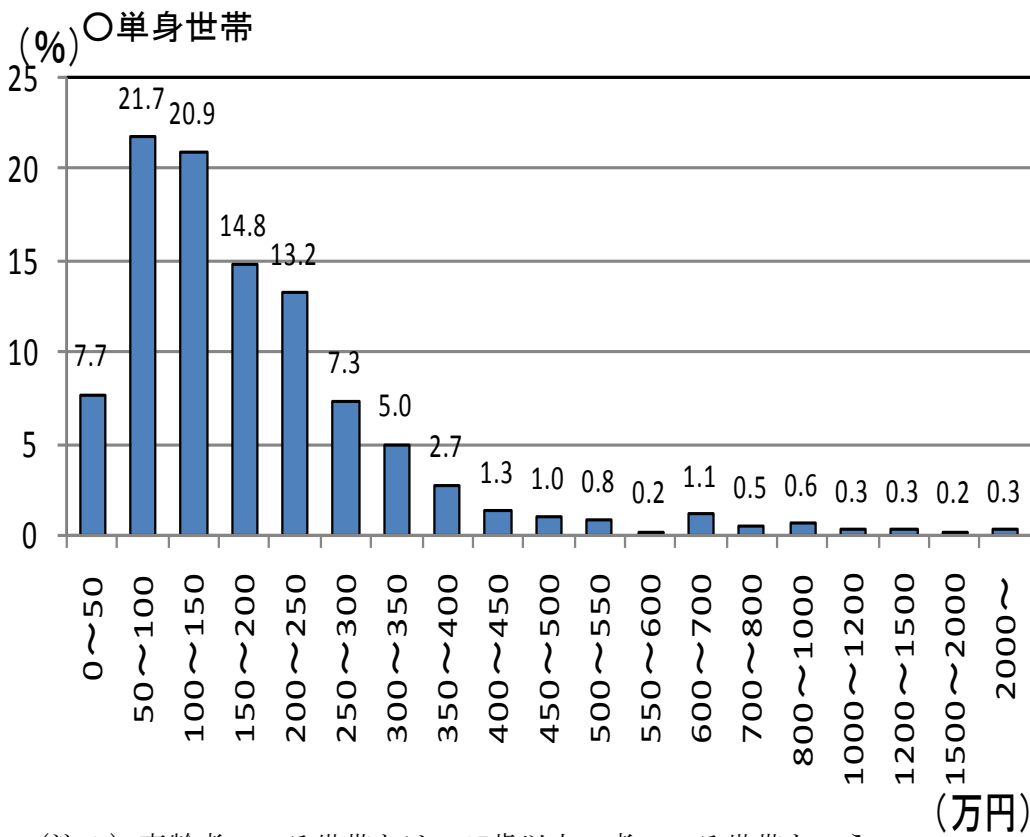


(注1) 基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5年年金を除く。）をいう。

(注2) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

高齢者のいる世帯の所得分布

- 高齢者のいる世帯^(注1)の所得^(注2)については、単身世帯においては、年額50万円以上100万円未満である世帯が最も多く、年額150万円未満である世帯が半数以上を占めている。
- 単身世帯以外^(注3)においては、年額300万円以上350万円未満の世帯が最も多く、年額350万円未満である世帯が1/3以上を占めている。



(注1) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上の者のいる世帯をいう。

(注2) 国民生活基礎調査の「所得」は、給与収入、年金収入、事業所得（売上げから必要経費を控除した額）等の合計を指す。

(注3) 単身世帯以外については、高齢者以外の世帯員の所得も含んでいるため、必ずしも高齢者の所得ではない。

無年金者数について

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

} 118万人

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

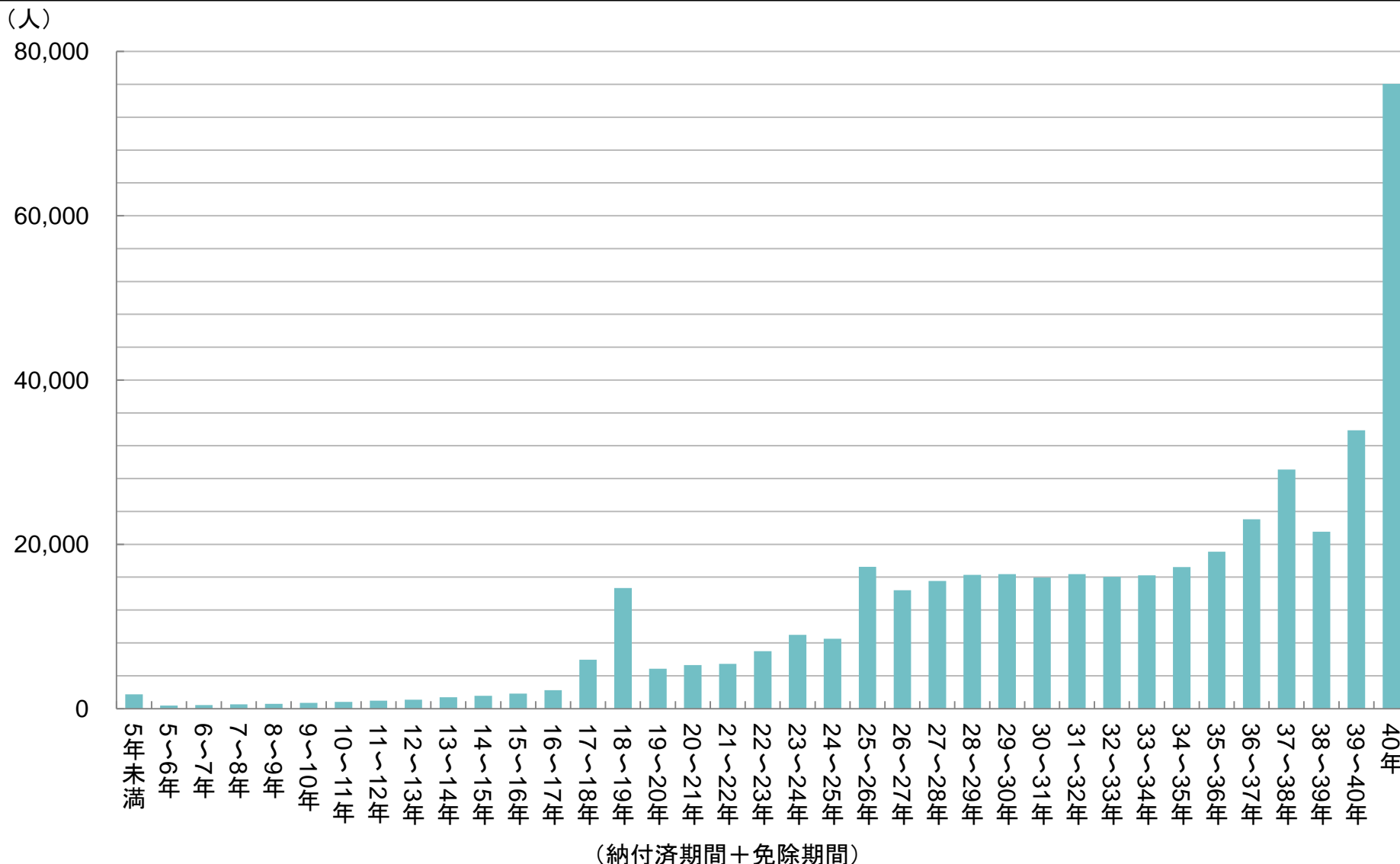
		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	65,741円	49,308円	32,875円
	25年	41,091円	30,816円	20,541円
受給資格期間短縮後	20年	32,875円	24,650円	16,433円
	10年	16,433円	12,325円	8,216円
	5年	8,216円	6,166円	4,108円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年（半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提）あり、残りの20年は未納として計算

※3 年金額は平成23年度

被保険者期間別の老齢基礎年金新規裁定者数（平成21年度）



- (注1) 被保険者期間（＝納付済期間+免除期間）には、合算対象期間は含まれないため、25年未満の者が存在している。
 例えば、平成21年（2009年）に65歳に達する者は、昭和61年（1986年）当時42歳であるため、昭和61年の第3号被保険者制度創設前に、専業主婦であって任意加入していなければ、その後の保険料納付済期間は、18～19年となっていると考えられる。
- (注2) 新規裁定者とは、その者にとって初めて年金の裁定行為がなされた者をいう。例えば、老齢基礎年金の裁定より前に、特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者などは、分析に含まれていない。(平成21年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況)

障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注） 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注） 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（平成23年度）

〈1級障害の場合〉 月額82,175円（年額986,100円）＋子の加算額
……………（老齢基礎年金の満額の1.25倍）

〈2級障害の場合〉 月額65,741円（年額788,900円）＋子の加算額
……………（老齢基礎年金の満額と同額）

子の加算額：第1子・第2子…月額 各18,916円（年額227,000円）
第3子以降 ……月額 各6,300円（年額75,600円）

障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

(注) 障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

〈1級障害の場合〉 (報酬比例の年金額×1.25) + 配偶者加給年金額

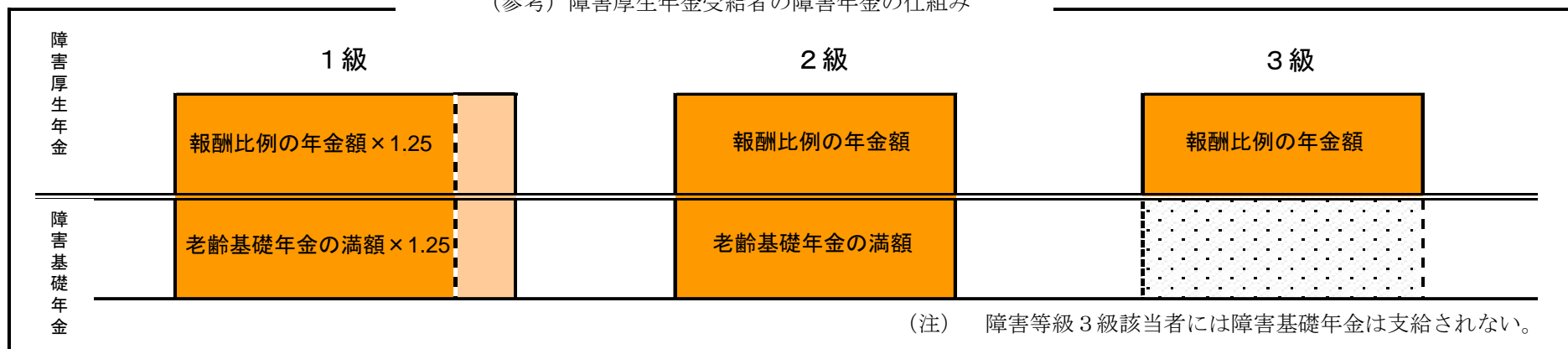
〈2級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) + 配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉 (報酬比例の年金額) (ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする)

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

(参考) 障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	両手がない者、両足がない者、両目の矯正視力の和が0.04以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
2級	片手がない者、片足がない者、両目の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、その他	障害基礎年金と同じ
3級	—	両目の矯正視力が0.1以下の者、その他

(注) 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

遺族年金制度の概要

遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) ①、②については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。

なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

3. 年金額(平成23年度)

788,900円+子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各227,000円 第3子以降・・・各75,600円

遺族厚生年金

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
- ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき

(注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。

- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子（つまり、遺族基礎年金を受給できる遺族）
- ② 子のない妻 ③ 孫 ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。

3. 現行の選択方法

高齢の遺族配偶者（自らの老齢年金受給権が発生した者）は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

現行制度においては、以下の方法で併給調整され年金額が決められる。

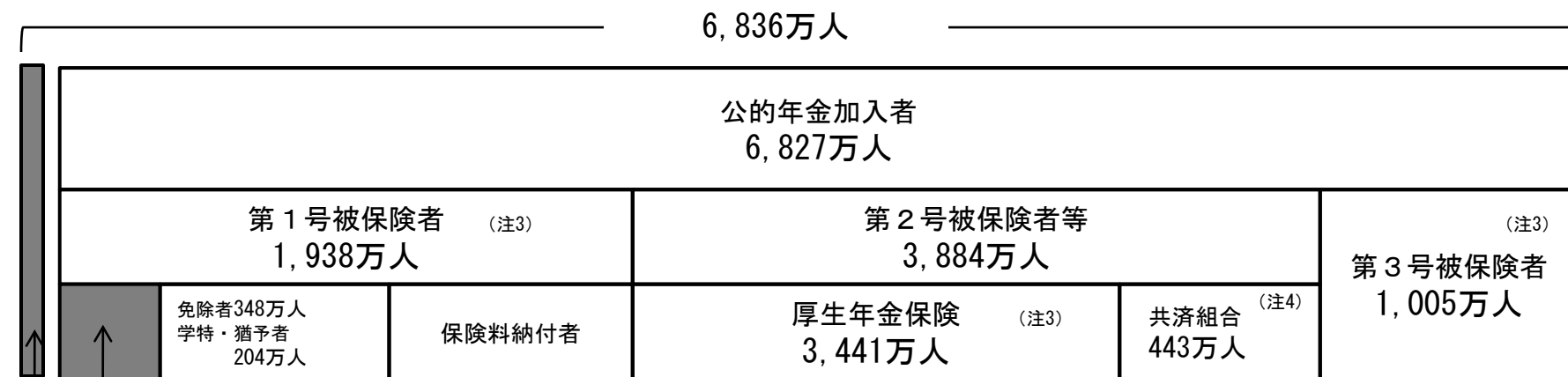
- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給される。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①とともに、その差額が遺族厚生年金として支給される。
 - A. 遺族厚生年金（配偶者の老齢厚生年金の3/4）
 - B. 遺族厚生年金の2/3（配偶者の老齢厚生年金の1/2）と自らの老齢厚生年金の1/2

平成22年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者（注1）は約321万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）

《公的年金加入者の状況（平成22年度末）》



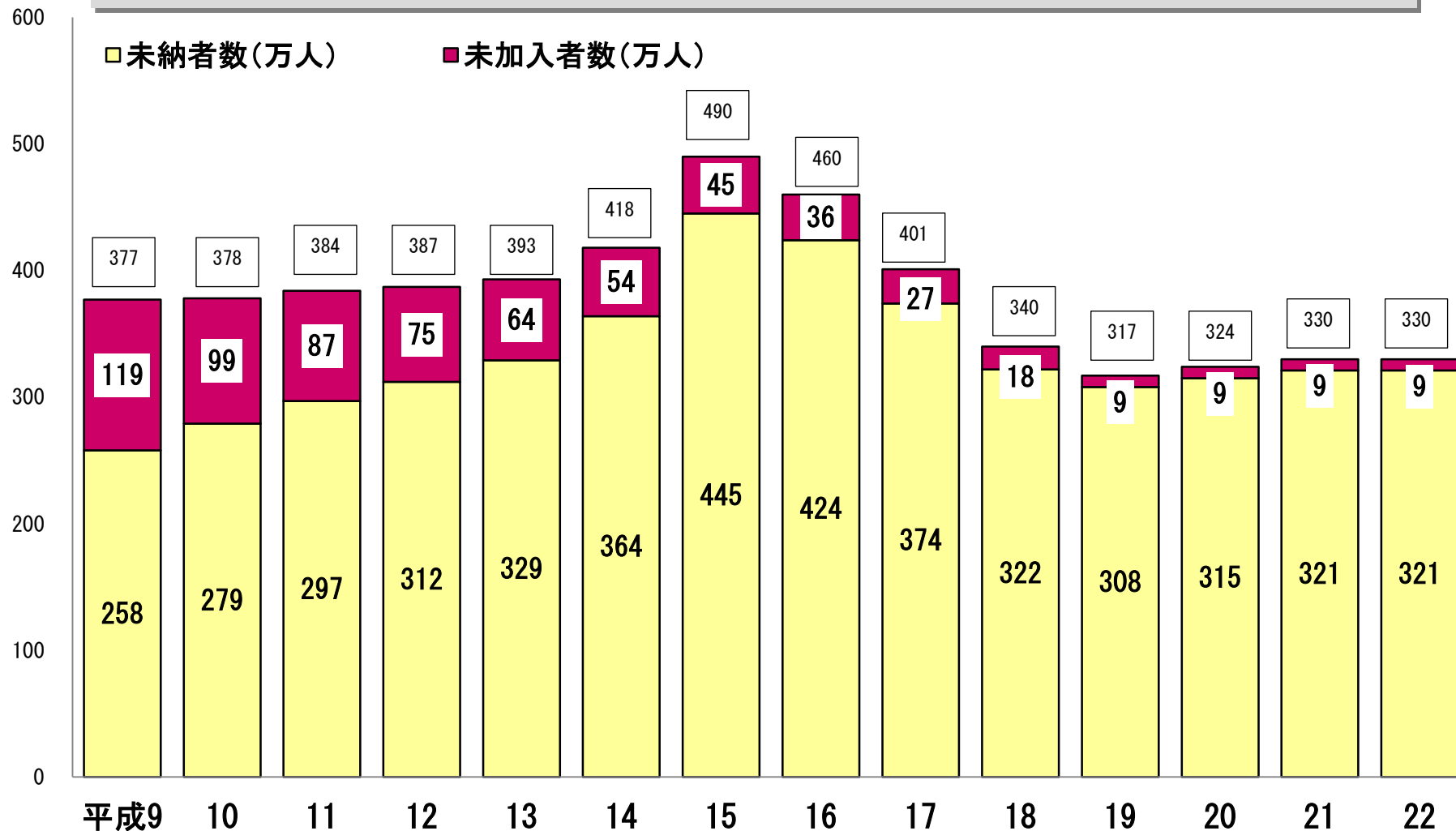
未納者 321万人 (注1)
未加入者 9万人 (注2) } 330万人

- 注1) 未納者とは、24か月（平成21年4月～23年3月）の保険料が未納となっている者。
 注2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。
 注3) 平成23年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。
 注4) 平成22年3月末現在。
 注5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

(参考)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

(20歳到達者に対する届出がない場合の手帳送付による資格取得の手続き(いわゆる「職権適用」)が完全実施された平成9年度以降の推移)



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。

なお、平成20年度以降の未加入者数は、平成19年度の数値を仮置きしている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成22年度の国民年金保険料の納付率等について

① 平成22年度の現年度納付率は、
59.3%

(対前年度比△0.7ポイント)

② 平成20年度の最終納付率は、**66.8%**

(平成20年度末と比較して+4.8ポイント)

(平成22年度末時点)

納付率の推移

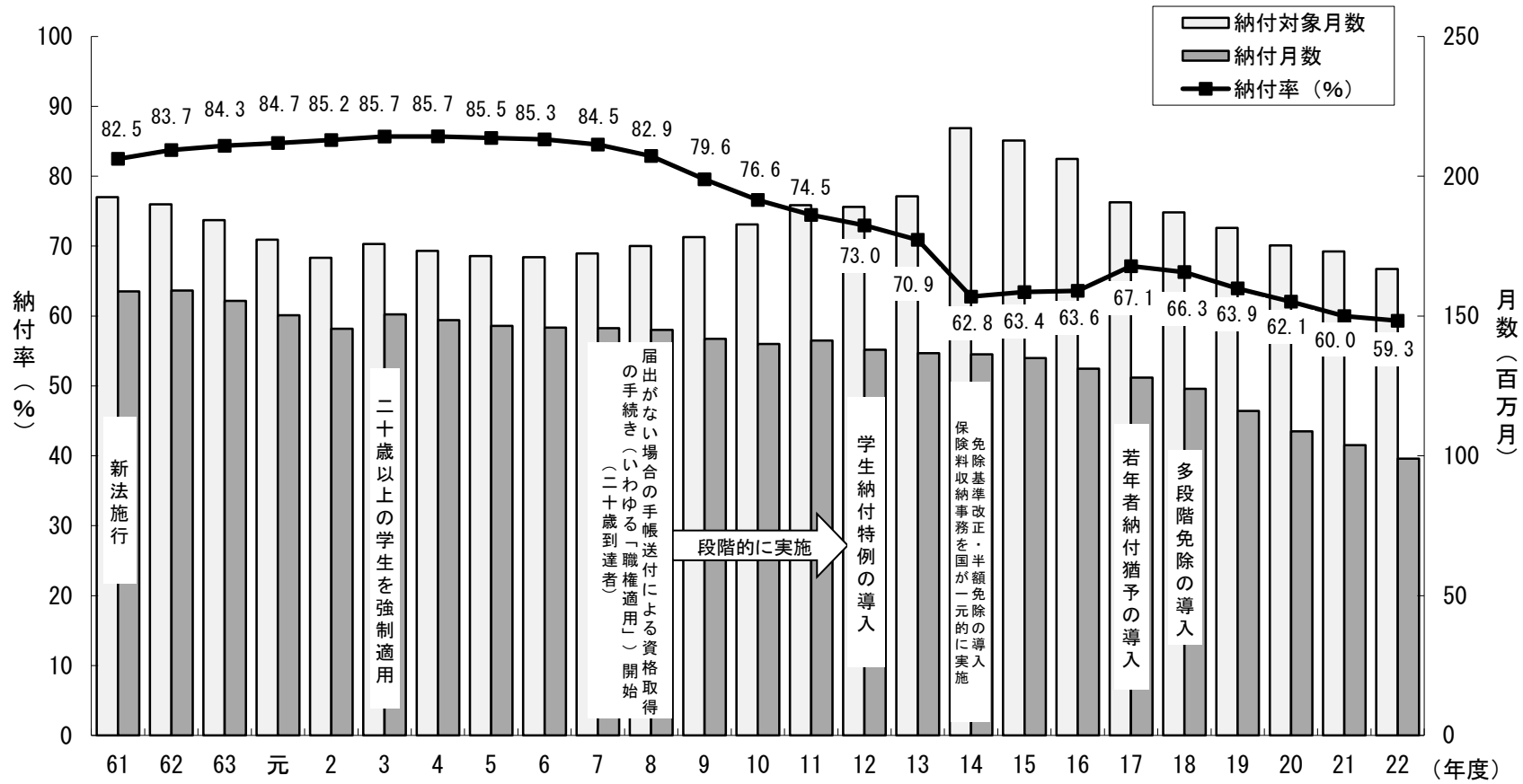
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
17年度分 保険料	67.1%	70.7%	72.4%			
18年度分 保険料		66.3%	69.0%	70.8%		
19年度分 保険料			63.9%	66.7%	68.6%	
20年度分 保険料				62.1%	65.0%	66.8%
21年度分 保険料					60.0%	63.2%
22年度分 保険料						59.3%

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 最終納付率は、20年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率、納付対象月数及び納付月数の推移（現年度分）



収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
19年度末 20年度末 21年度末
40% → 38% → 36%
599万人 562万人 527万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
19年度 20年度 21年度
874万件 → 966万件 → 1,107万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
19年度 20年度 21年度
31万件 → 38万件 → 41万件
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）
（利用者数）
19年度 20年度 21年度
2万人 → 9万人 → 14万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成22年5月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状（手紙）

H19年度 823万件
H20年度 482万件
H21年度 1,309万件

電話

H19年度 393万件
H20年度 213万件
H21年度 1,969万件

戸別訪問（面談）

H19年度 1,432万件
H20年度 1,040万件
H21年度 419万件

度重なる督促にも応じない

強制徴収の実施 ⇒ 不公平感の解消と波及効果

	19年度	20年度	21年度
最終催告状	40,727件	16,350件	17,131件
督促状	28,485件	8,160件	10,061件
財産差押	11,387件	5,534件	3,092件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・納付等、財産差押の件数は、平成22年3月末現在

・質の向上
・効率化
⇒ 効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督促の外部委託（H17.4～数値目標設定）
- 面談による納付督促に成果主義を導入（H17.10～）
- 市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）
（実施対象事務所数） （督促件数）
H18年度 35か所 H18年度 255万件
H19年度 95か所 H19年度 621万件
H20年度 185か所 H20年度 1,669万件
H21年度 312か所 H21年度 2,431万件

免除等の周知・勧奨

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間での保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（継続意思確認H17.7～／手続きの簡素化H18.7～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭 〇 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進 〇 ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

年金制度の国際比較

(平成23年8月作成)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	<p>2階建て</p>	<p>1階建て</p>	<p>2階建て</p>	<p>1階建て</p>	<p>1階建て</p>	<p>1階建て</p>
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2010年)	<p>(一般被用者) 厚生年金保険：16.058% (2010.9～、労使折半) ※ 第1号被保険者は定額 (2011.4～、月あたり15,020円)</p>	12.4% (労使折半)	<p>(一般被用者) 23.8% 本人：11.0% 事業主：12.8% ※ 保険料は労災、雇用保険等の財源にも利用</p>	<p>(一般被用者) 19.9% (労使折半)</p>	<p>(一般被用者) 16.65% 本人：6.75% 事業主：9.9%</p>	<p>17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※ その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる (老齢年金とは別制度)</p>
支給開始年齢 (2010年)	<p>国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険：60歳 ※ 男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引き上げ</p>	<p>66歳 ※ 2027年までに67歳に引き上げ</p>	<p>男性：65歳 女性：60歳 ※ 女性は2020年までに65歳に引き上げ ※ さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引き上げ</p>	<p>65歳 ※ 2012年から2029年までに67歳に引き上げ</p>	<p>60歳 ※ 2018年までに62歳に引き上げ</p>	<p>61歳以降本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)</p>
年金受給のために必要とされる加入期間	25年	40加入四半期 (10年相当)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	なし	原則なし	給付費の27.6% (2009年)	一般税、一般社会拠出金 (CSG) 等より約26.7% (2009年)	保証年金部分
(参考) 高齢化率 (2010年の推計値)	22.6%	13.0%	16.6%	20.5%	17.0%	18.3%

資料出所 ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2010 / The Americas, 2009
 ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
 ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外 の特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族〔民法で規定〕
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限なし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼得不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われぬ。 ○社会扶助の実施主体である自治体が実施し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯(血族=父母、祖父母、叔父母)〔社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定〕
フランス	就労促進連帯 扶助 (RSA)	・収入の不足・欠如の者(失業の場合は、就業努力の実施が要件) ・25歳以上のフランス居住者	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付(財源は一般社会拠出金)。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営	○原則65歳。 ○フランス居住者。原則居住期間要件なし。(EU外出身者は5年の居住期間が必要。) ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供〔RSA制度上の扱い〕 ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・適正な生計費を自らの就労や他の支援制度により確保することができない者 ・年齢制限なし	△	○	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための税財源による給付。	○65歳。 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。 ○年金額による制限あり。	○夫婦間と未成年の子供〔親子法及び婚姻法で規定〕 ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16~59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保証クレジット:60歳 貯蓄クレジット:65歳 ○英国居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供〔1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃〕 ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI)	○高齢者、視覚障害者、その他障害者等であって低所得の者を対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民(注7)であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供〔州法である家族法等で規定〕 ※父母は含まない
	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)							

○=対象、△=法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×=法律上対象とならないことが明記されている者

(注1) 本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。

(注2) 2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。

(注3) 3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。

(注4) 貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。

(注5) 一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。

(注6) 一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。

(注7) 認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、「諸外国における公的扶助制度等の調査研究(平成21年3月)」(野村総合研究所)、「海外情勢報告」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

現行年金制度の抱える課題に対する解決の方向性

年金改革の目指すべき方向性

- 現行年金制度の抱える課題(社会経済の変化、雇用・就労等への影響・低年金者の存在等)に対処するためには、以下のような方向性を目指して年金改革を行っていくことが必要。
- ①新しい仕事への挑戦や女性の就労を妨げる年金制度ではなく、働き方、ライフコースの選択に影響を与えない、一元的な制度
- ②単身高齢者、低年金者、無年金者の増大に対して、最低保障機能を有し、高齢者の防貧・救貧機能が強化された制度
- ③国民から信頼され、財政的にも安定した制度

新しい年金制度の方向性

- 全ての職種が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付となる「所得比例年金」の創設
- 高齢期に最低限これだけは受給できるという額が明示された「最低保障年金」の創設

国民的合意・環境整備の必要性

- 今の年金制度を抜本的に新しい年金制度に改めるためには、国民的な合意が必要。
 - 自営業者を含む一元的な制度を実現するためには、
 - ①社会保障・税に関わる番号制度の導入・定着
 - ②歳入庁創設等、税と社会保険料を一体徴収する体制の構築
 - ③所得捕捉問題に対する国民の納得感の醸成
- といった環境整備を制度の議論と並行して行う必要があり、そのためには一定の準備期間が必要。

- 新しい年金制度の骨格を示し、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、新しい年金制度の実現に取り組む。
- 新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるまでには、40年以上の期間が必要。移行期間中は、新制度と旧制度の両方から年金が支給されることになる。
- このため、年金改革の目指すべき方向性に沿って、当面、現行の年金制度の改善を速やかに進める。

最低保障機能の強化

受給資格期間の短縮

<現状>

- 国民皆年金の制度の下で、25年という受給資格期間を設定しているが、諸外国と比べても長い期間設定であり、ある程度、納めた保険料に応じて給付を受けられるようにすべきではないか、という指摘がある。

<改革の方向性>

- 納付した保険料を年金受給につなげやすくする観点から、受給資格期間を、現在の25年から短縮することを検討する。

(参考1)無年金者数の推計及び保険料納付期間の分布

- ・ 無年金見込み者を含めた無年金者は、最大約118万人と推計。
- ・ そのうち、一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計（平成19年社会保険庁調べ）。
- ・ 合算対象期間や、共済組合期間など（旧）社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

○65歳以上の者のうち今後保険料を納付しても25年に満たない者（約42万人）の納付済期間別分布

（平成19年（旧）社会保険庁調べ）

納付済期間	10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(参考2) 納付期間が短い者に、納付期間に応じた老齢基礎年金を支給する場合の月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行 制度	40年	65,741円	49,308円	32,875円
	25年	41,091円	30,816円	20,541円
試算	20年	32,875円	24,650円	16,433円
	10年	16,433円	12,325円	8,216円
	5年	8,216円	6,166円	4,108円

※1 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年（半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提）あり、残りの20年は未納として計算。全額免除の場合の年金額は2分の1の水準で計算。

※2 年金額は平成23年度

(参考3) 諸外国の受給資格期間

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	40加入四半期 (10年)	なし (2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、旧法適用対象者の年金受給には男性11年、女性9.75年の加入期間が必要)	5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)

低所得者への加算

<現状>

- 老齢基礎年金の満額は月額約6.6万円であるが、実際の平均受給額は月額約5.4万円であり、そのうち、いわゆる2階部分のない「基礎年金のみ」の受給者の平均受給額は、月額約4.85万円である。

<改革の方向性>

- 現在低年金となっている者の支援のため、低所得者である老齢年金受給者に対し、基礎年金額を定額又は定率で加算して支給する制度を検討する。
- 低所得者の範囲については、所得が低くても一定以上の資産を持っている者も対象とするのかを

含め、引き続き検討する。
(参考1) 低年金・無年金が発生する理由について

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと

- ・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間（いわゆる「カラ期間」）となるので、年金額の計算には反映されない。
（これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。）

- ・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

- ・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数（原則40年）に満たなくなったり、受給資格期間（原則25年）に満たずに無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること

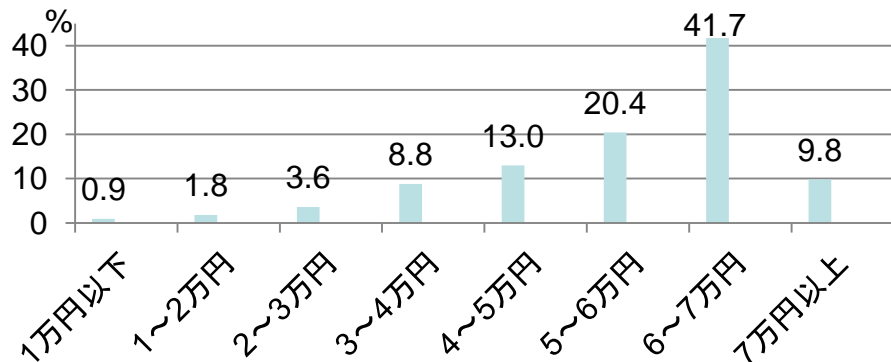
- ・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。
- ・ 老齢基礎年金等の繰上げ受給を選択した者の割合は、平成21年度においては、受給者全体で約44%、新規裁定者で約23%。なお、かつては新規裁定者のうち8割近くが繰上げ受給を選択していたこともあった。

(参考2) 繰上げ・繰下げ受給の影響について

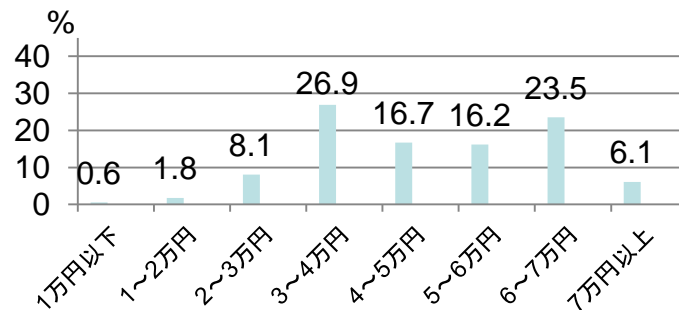
・老齢基礎年金のみの受給者の年金月額については、繰上げ・繰下げの影響を除去した場合には、6万円以上7万円未満である者が41.7%と最も多くなっている。一方で、実際に支給されている額である繰上げ・繰下げの影響を含めた場合の年金月額については、3万円以上4万円未満である者が26.9%と最も多くなっており、年金月額が4万円未満である者が37.4%を占めており、こうしたことを踏まえた対策が必要。

【老齢基礎年金の年金月額の分布】(平成20年度末現在)

〔繰上げ・繰下げの影響を除去した場合〕



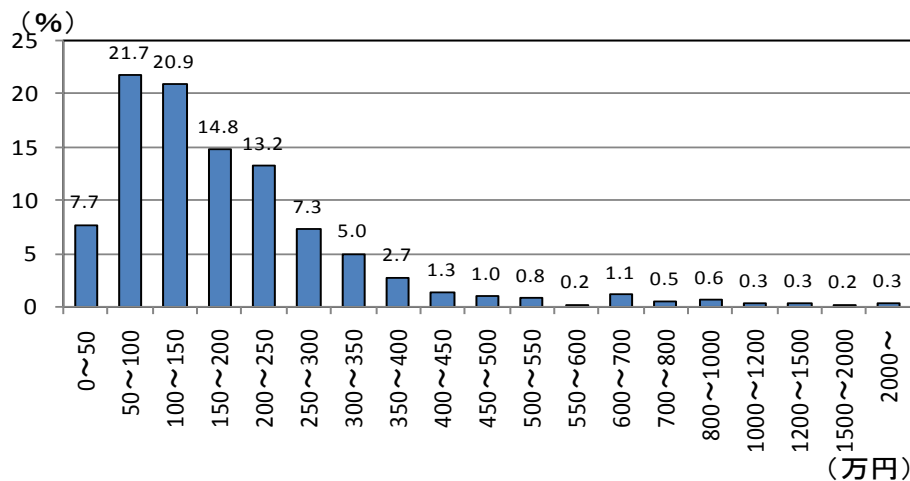
〔繰上げ・繰下げの影響を含めた場合〕



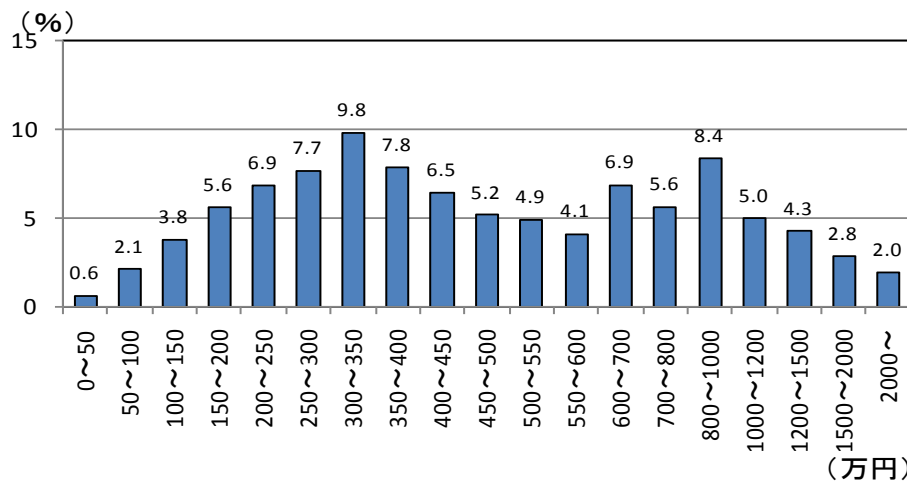
※ 新法厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者（5年年金を除く）の受給権者の年金月額の分布。

(参考3) 高齢者世帯の所得分布について

○単身世帯



○単身世帯以外



出典：「国民生活基礎調査」（平成19年）

障害基礎年金の制度について

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注） 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうち、保険料の滞納がないこと。

2. 年金額（平成23年度）

〈1級障害の場合〉	月額82,175円（年額986,100円）	+ 子の加算額	
			・・・・・・・・・・（老齢基礎年金の満額の1.25倍）
〈2級障害の場合〉	月額65,741円（年額788,900円）	+ 子の加算額	
			・・・・・・・・・・（老齢基礎年金の満額と同額）

子の加算額：第1子・第2子・・・月額 各18,916円（年額227,000円）
第3子以降・・・月額 各 6,300円（年額75,600円）

高所得者の年金額の見直し

<現状>

- 老齢基礎年金や老齢厚生年金については、受給者の所得の状況等を調査することなく、保険料の納付実績を基にして年金が支給される。
- 老齢基礎年金の給付費の2分の1に国庫負担がなされている。残りの2分の1及び2階部分は保険料により賄われている。

<改革の方向性>

- 低所得者への加算など、最低保障機能の強化策の検討とあわせ、高所得者の老齢基礎年金について、その一部を調整（減額）する制度を設けることを検討する。
 - ※ 既に受給している年金の減額については、憲法の財産権との関係での一定の制約があることから、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討する。
- 高所得者の基礎年金額の調整については、国庫負担相当額までを目安に行うことが考えられる。
- 高所得者の範囲については、引き続き検討する。

（参考1）カナダの年金制度におけるクローバックの仕組みについて

カナダの老齢保障年金（OAS）は、全額税財源により支給される年金制度であるが、受給者のうち、総所得額が一定額（月額5,527.92カナダドル（約46.7万円））を超える場合は、総所得額のうち当該基準額を超える部分の額の15%に相当する額を税として国に払い戻す制度があり、クローバックと呼ばれている。

※ OASの給付額：満額で月額516.96カナダドル（単身・2009年4月現在）。

日本円では約4.4万円（1カナダドル＝84.51円で計算。2011年4月1日現在の実勢レートによる）。

(参考2)過去の議論の経緯

① 社会保障審議会年金部会「年金制度改正に関する意見」(平成15年9月12日)より抜粋

(4)高所得者に対する給付の在り方・年金課税

<高額所得者給付制限>

○ 一定以上の高額所得者については給付制限をすべきとの意見があった。これに対しては、同額の保険料を同期間拠出したにもかかわらず、所得・資産によって、給付を制限するのは、拠出に応じた給付の関係という社会保険方式の基本の考え方が損なわれ、保険料拠出意欲を損なうものであり、社会保険制度として問題がある。また、実際にも、現状では、公正な所得調査が現実的に可能かとの問題があると考えられ、慎重な検討が必要である。

② 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理—年金制度の将来的な見直しに向けて—」

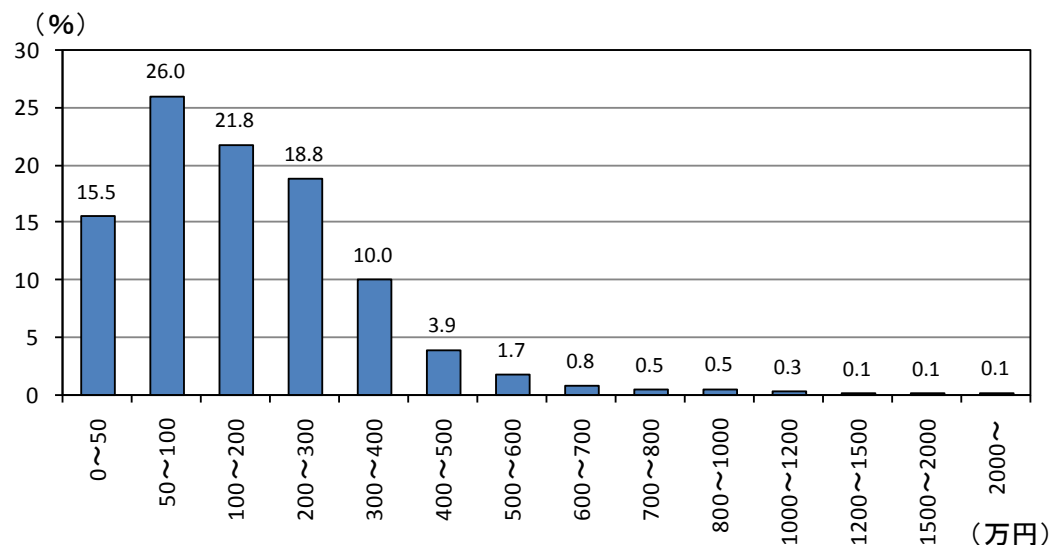
(平成20年11月27日)より抜粋

(その他)

○ 以上の低年金・低所得者に対する年金給付の見直しに併せて、クローバックなど高所得者に対する年金給付の扱いについて、世代間・世代内の公平性や年金給付の権利性の観点、年金課税との関係も踏まえつつ、更に検討を進めるべきである。

(参考3)老齢年金受給者の所得の分布図

【 「老齢年金受給者実態調査」(平成18年度、厚生労働省)による老齢年金受給権者の本人収入の分布 】



(1) 高額所得者に対する基礎年金減額措置(クローバック)を導入した場合の影響について

〔前提〕

高齢期(65歳以上)において、年収600万円以上の者について所得に応じて基礎年金を減額(クローバック)すること(減額率を年収600万円の0%から年収1,000万円の100%へと次第に上昇させていき、年収1,000万円以上の者には基礎年金を全く支給しない)とした場合の基礎年金給付総額の削減率を計算。

※ クローバックとは、カナダの公的年金の老齢保障制度(Old Age Security)に設けられている高額所得者に対する年金額減額措置。

※ 600万円、1,000万円という前提は、カナダにおける基準に照らしつつ、有識者等の意見を踏まえて設定。

〔財政効果〕

老齢年金受給者実態調査に基づく年金受給者の所得分布(次ページの分布図参照)に基づいて計算すると

- ・ **クローバックの対象となる者(年収600万円以上)は、全体の約2.4%**
- ・ **全額がクローバックされる者(年収1,000万円以上)は、全体の約0.6%**

となる。また、このようなクローバックにより、**基礎年金給付費は約1.3%削減**されるものと見込まれる。

クローバックによる基礎年金の削減額の推移は、クローバックの基準年収額を将来どのように変動させていくかに依存するためにその推計を行うことは難しいが、仮に基礎年金給付費の削減率(約1.3%)が将来にわたって一定であると仮定した場合には、基礎年金削減額の見通しは以下の通り。

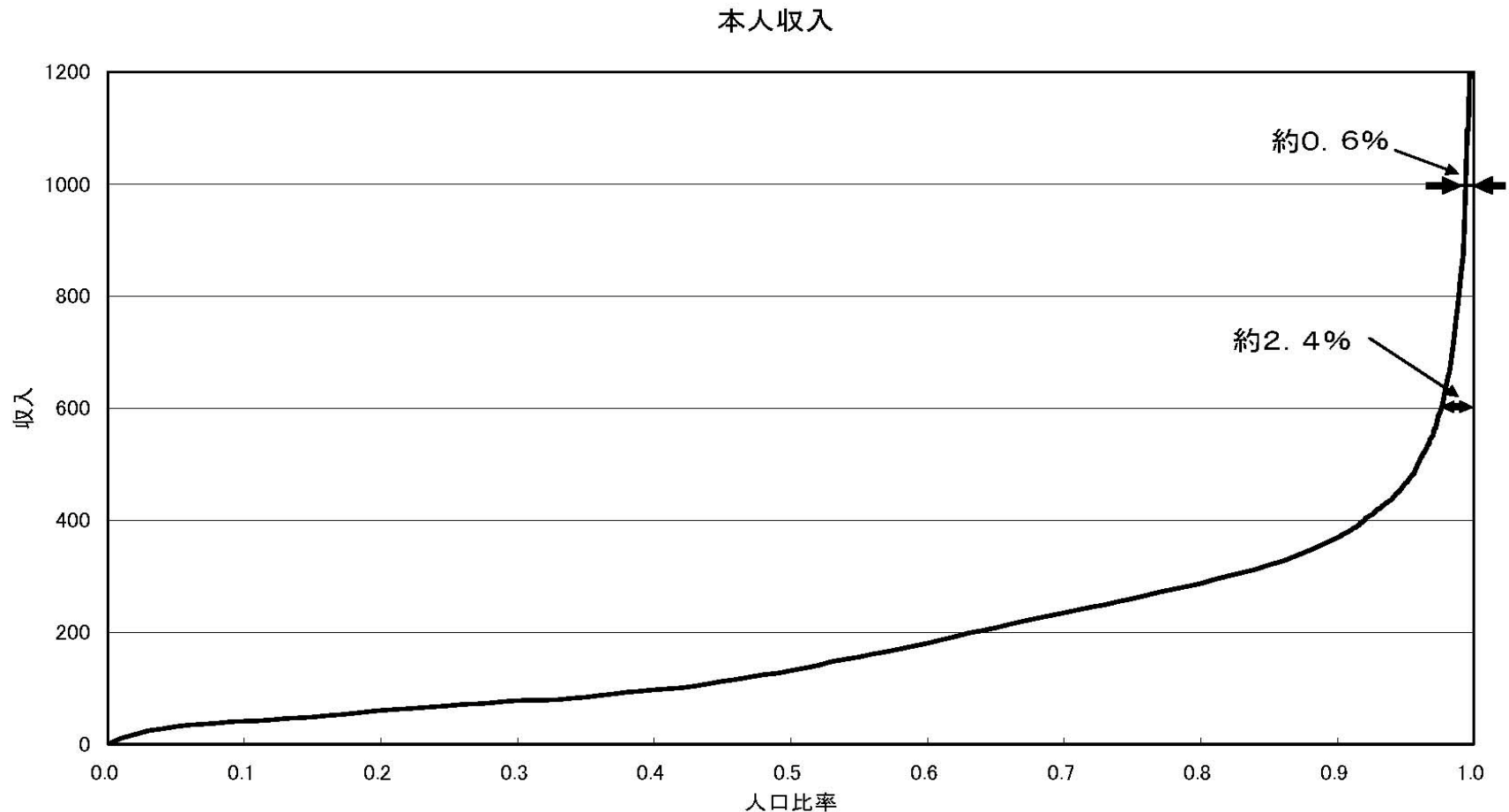
(単位:兆円)

年度	2009	2015	2025	2050
基礎年金給付費(ケースA)	24	29	34	63
クローバックによる削減額	0.3	0.4	0.4	0.8

(参考) 年金受給者の収入の分布の状況

平成18年度「老齢年金受給者実態調査」(厚生労働省)によれば、老齢年金受給権者の本人収入の分布は、下図の通り。

この分布に基づき、600万円を超える収入1万円につき0.25%ずつ年金額を減額し、1000万円以上の者には100%減額することとした場合、全員に一律に支給する場合に比べて、1.3%給付が削減される。



○ 各団体のご意見(最低保障機能の強化・高所得者の年金減額・受給資格期間の短縮)

項目	日本経済団体連合会	経済同友会	日本商工会議所	日本労働組合総連合会
低所得者への加算など最低保障機能の強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、基礎年金国庫負担2分の1を賄う安定財源を確保 ・ 2025年に向けて、基礎年金財源への税負担割合の段階的引上げを図る(他の社会保障分野への給付、財政状況を勘案) ・ <u>低年金、無年金の高齢者に対する税負担による生活支援。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新基礎年金制度は、65歳以上の全国民に1人月額7万円を給付、財源は全額年金目的消費税(従業員負担分の保険料はゼロ)。保険料による負担を消費税での負担に置き換える。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基礎年金の最低加入年数を現行25年から10年に短縮する、保険料の未納期間については受給資格者に満額の2分の1を限度に基礎年金を支給するなどの対応によって「無年金問題」の解消を図るべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第一段階の改革で基礎年金を全額税方式化。2分の1を一般財源、残り2分の1を社会保障目的税(消費税)。基礎年金の給付水準は月額7万円程度。</u> ・ <u>第二段階の改革で基礎年金を最低保障年金へ転換。給付水準は月額7万円程度とし、一定以上の年収世帯はクローバック。</u> ・ <u>現行制度からの移行期間中の低年金・無年金者に対し、加算(補完)年金を実施。</u>
高所得者の年金減額など給付の適正化について	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高額所得者等に対する給付の適正化。</u> 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高額所得者については、所得に応じて基礎年金額を減額する仕組みとする。例えば、一定所得を超えた場合には、勤労意欲を減退させないよう、段階的に基礎年金を減額していくことも検討する必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基礎年金の税方式化とクローバックの実施、自営業者等の所得比例年金への一元化の前提として、税と社会保障「共通番号」の早期導入が必要。</u>
受給資格期間の短縮について	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基礎年金の最低加入年数を現行25年から10年に短縮する、保険料の未納期間については受給資格者に満額の2分の1を限度に基礎年金を支給するなどの対応によって「無年金問題」の解消を図るべき。(再掲)</u> 	—

○ 各新聞社のご意見(最低保障機能の強化・高所得者の年金減額・受給資格期間の短縮)

項目	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	日本経済新聞	産経新聞
低所得者への加算など最低保障機能の強化について	—	<ul style="list-style-type: none"> 年金保険料を十分払えないために無年金・低年金になっている人については、税による新しい給付(仮称・高齢者福祉給付)を創設する。これらの人は生活保護から切り離し、「就労につなげる」ことを目的とせずに老後の生活を支えるための給付を受けられるようにする。 基礎年金廃止と最低保障年金の創設は、緊急4課題の実施後に着手検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 月5万円の「最低保障」で低年金をカバー。基礎年金の満額は7万円に引上げ。 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎年金を全額、消費税で賄い、充実させる。 制度完成後は無年金者がいなくなり、国民皆年金が実現する。基礎年金に、高齢期の最低保障の機能を担わせる。 国内に10年以上住んだ人には老後、基礎年金を払う。給付額は満額で月6万6000円(現行と同等とする場合)。 そのために消費税率を5%程度引き上げ、その税収の全額を財源とする。 基礎年金の保険料は廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「自立応援年金制度」(仮称)の創設・・・現役時代に年金保険料をコツコツ納めてきたにも関わらず、老後の生活に困っている人を応援する制度 自立応援年金の支給額は月額2万円程度。基礎年金満額と自立応援年金の合計額が生活保護の生活扶助を上回るよう設定。 受給する際に所得状況チェック。低所得の線引きは生活保護や公的年金控除額などが判断基準となりうる。現在の低所得の年金受給者にも対応。
高所得者の年金減額など給付の適正化について	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> (低所得者への加算の)財源は「高年金者」の基礎年金国庫負担部分を年金額に応じて削減し捻出。不足分は、新たな財源で賄う。
受給資格期間の短縮について	<ul style="list-style-type: none"> 保険料を25年間以上払わないと年金がもらえない現在の仕組みは改める。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格期間を10年に短縮して無年金を少なく。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内に10年以上住んだ人には老後、基礎年金を払う。給付額は満額で月6万6000円(現行と同等とする場合)。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格期間を10年程度に短縮。

(2) 老齢年金の受給資格期間を25年以上としたことについて

老齢年金の受給資格期間を25年以上と定めたことについて、長きに過ぎるという批判が少なくない。たとえば、社会保険制度審議会は五年とすべきだという意見を述べているが、それにもかかわらず25年としたのはつぎの理由による。

(イ) 被用者保険の場合は老齢年金の支給開始年齢60歳、受給資格期間20年という例が多いが、それとの釣り合いを考えると、この制度の場合老齢年金の支給開始年齢を65歳としているので、受給資格期間を25年と定めても特別に長いということにはならない。

(ロ) 保険料の拠出能力が十分でない者については25年のうち、実際に保険料を納めた期間は10年で足りるとしているから、受給資格期間が25年であるということが特に貧困な被保険者にとって不利な作用をする恐れはない。

(ハ) 現在の情勢下において考えた場合、年金というに値する老齢年金ということになれば、2千円を下ることを得ないというのが大方の意見であるが、この制度において月2千円程度の支給を確保しようとするれば、国庫負担を予定しても25年程度の拠出期間を必要とする。

(ニ) かりに社会保障制度審議会の意見のように5年以上の拠出で老齢年金の支給が受けられるということにしようすると、20歳から引き続く5年間の拠出では月835円、25歳からでは月627円、30歳からでは469円、35歳からでは527円、40歳からでは392円、45歳からでは290円、50歳からでは211円、55歳からでは150円という額が計算上出てくる年金額であるが、この場合拠出開始の年齢の違いや拠出する期間が継続しているかどうかで年金の額が異なるようにするということは実際上できまいから、5年間拠出の場合は以上の平均である439円に近い額を年金額と決めざるを得ないであろう。ところがもしそのように定めるとすれば、年金の額が少なすぎるのが当然問題になるであろうし、さらに困ることは多くの人が彼にとって最も有利な時期すなわち59歳に近い時期の5年間を選び、保険財政上の危機を招く逆選択を誘致しやすいということである。

(支給要件)

第二十六条 老齢年金は、保険料納付済期間、保険料納付済み期間と保険料免除期間とを合算した期間又は保険料免除期間が25年以上である者(1)が65歳に達したときに(2)、その者に支給する。

本条は、老齢年金の基本権たる受給権の発生要件を規定したものである。この発生要件には、保険料拠出要件と老齢要件とがある。

(1) 保険料拠出要件は、被保険者期間のうち保険料納付済期間が25年以上か、または保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上とされ、また、25年全部が保険料免除期間でもよいこととされている。逆にいえば、加入手続きを怠っていたり、保険料を滞納していたりした期間は考慮されないということである。また、この25年という期間は、一般的に20歳から60歳までの40年という長い被保険者期間があること、被用者年金の資格期間が20年であること等が考慮されたものである。この保険料拠出要件は、当初は保険料納付済期間が25年以上か、または保険料納付済期間が10年以上で、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算して25年以上あることとされていたが、その場合に、保険料免除期間は、年金額の算出基礎とはされてなかった(単に、25年の加入資格期間の基礎とされていたされるにすぎなかった)。しかし、昭和37年の改正で、保険料を納付することが困難な低所得者層について、さらに処遇が厚くされ、保険料免除期間についても国庫負担相当額(これは、保険料納付済期間に対応して支給される額の三分の一である)の拠出年金が支給されることになった。なお、保険料免除期間が長期にわたるものに対しては、老齢福祉年金を支給することとされていたが、現在はこの制度廃止されている。

なお、制度発足時(昭和36年4月2日)に31歳を超える者にとっては、この25年という期間を満たすことは必ずしも容易ではないので、被用者年金制度創設後相当の期間を経過し、受給者が多数発生していることとの均衡も考え、その者の年齢に応じて、経過的に、24年ないし10年に短縮されている。

《諸外国における年金の受給資格期間等について》

○ 日本の年金制度は、無業者も含めて強制適用対象としつつ、所得のない者は保険料免除を受けることを可能としているため、諸外国と比べて受給資格期間が長い。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	40加入四半期 (10年相当) (*)	なし (**)	5年	なし	なし (***)
強制適用対象者	無業者も含む 国民皆年金	被用者及び年収400 ドル(約32,400円) 以上の自営業者	男性は16歳から65歳まで、 女性は16歳から60歳までで一定所得以上の被用者(週110ポンド(約14,410円)以上)及び自営業者(年5,075ポンド(約664,825円)以上)	民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	一定所得以上の被用者及び自営業者(年17,935クローネ(約233,155円)以上)
無業者の取扱い	強制適用対象	対象外	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外 (任意加入は可)	対象外

※ 換算レートは2010年8月中に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(1ドル=81円 / 1ポンド=131円 / 1クローネ=13円)による。

(*) 1,120ドル(2010年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(**) 2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、1945年4月6日より前に生まれた男性及び1950年4月6日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金給付にはそれぞれ11年又は9,75年の被保険者期間が必要。

(***) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

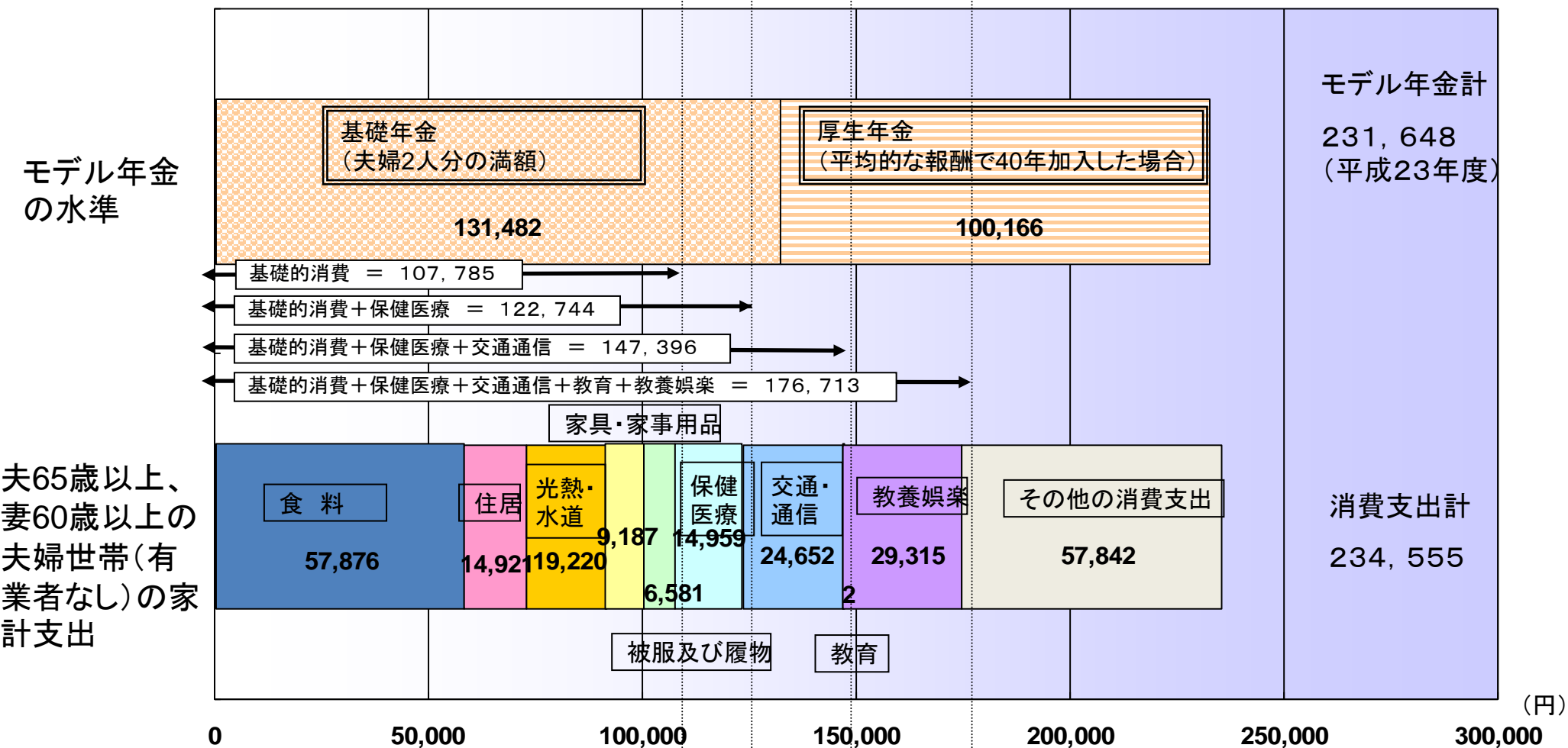
(資料出所) ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe, 2008 / The Americas, 2009

・ The Mutual Information System on Social Protection

・ 財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済」(2010年1月)ほか

高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

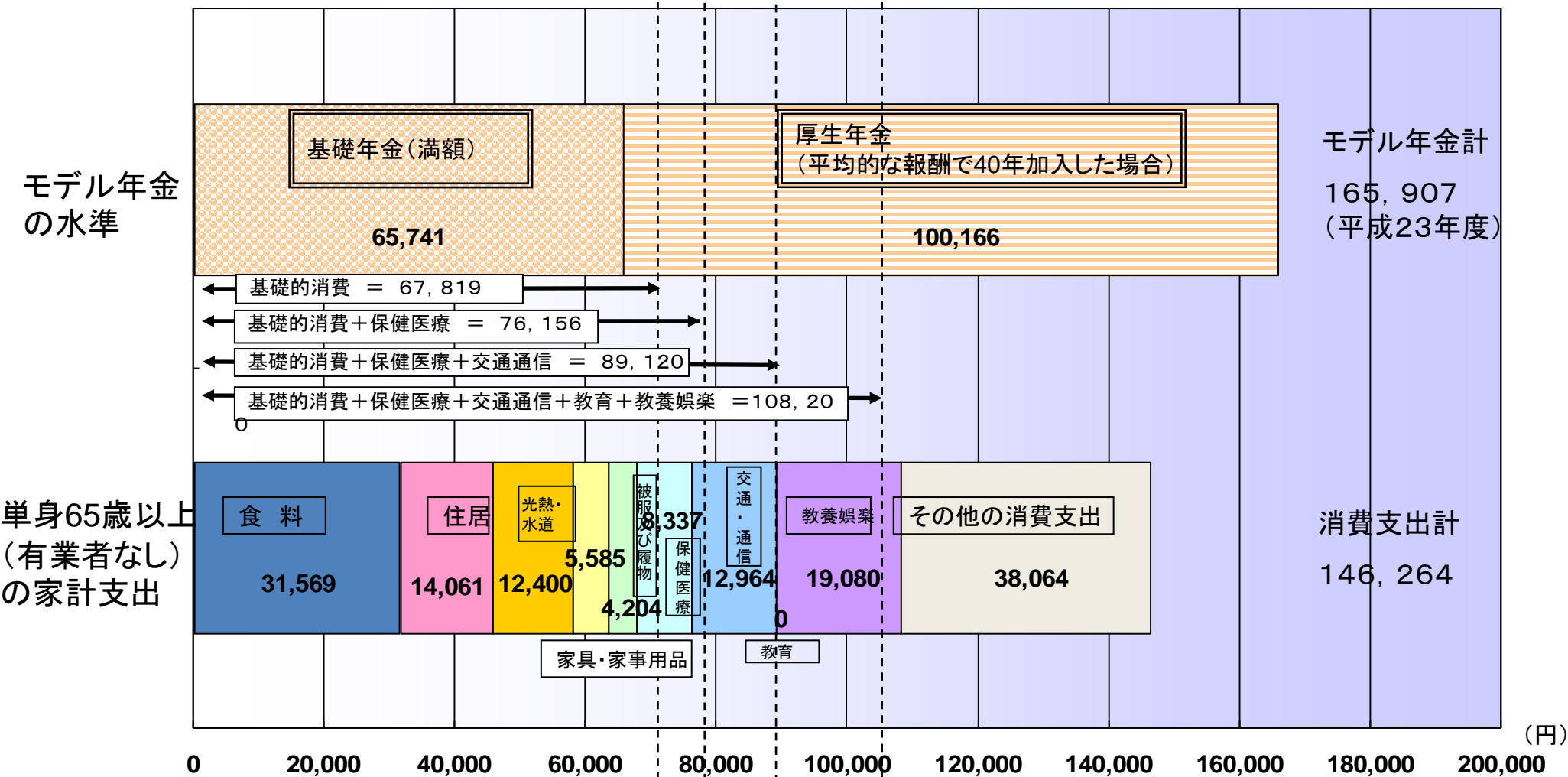
- 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯（有業者なし）の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。



(資料)平成22年家計調査年報(総務省統計局)

単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 基礎年金の水準（約6万6千円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的な消費支出をカバーするにわずかに足りない水準。



(資料)平成22年家計調査年報(総務省統計局)

《生活保護と公的年金の役割の違い》

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 65,741円 (夫婦合計：131,482円) (平成23年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成23年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

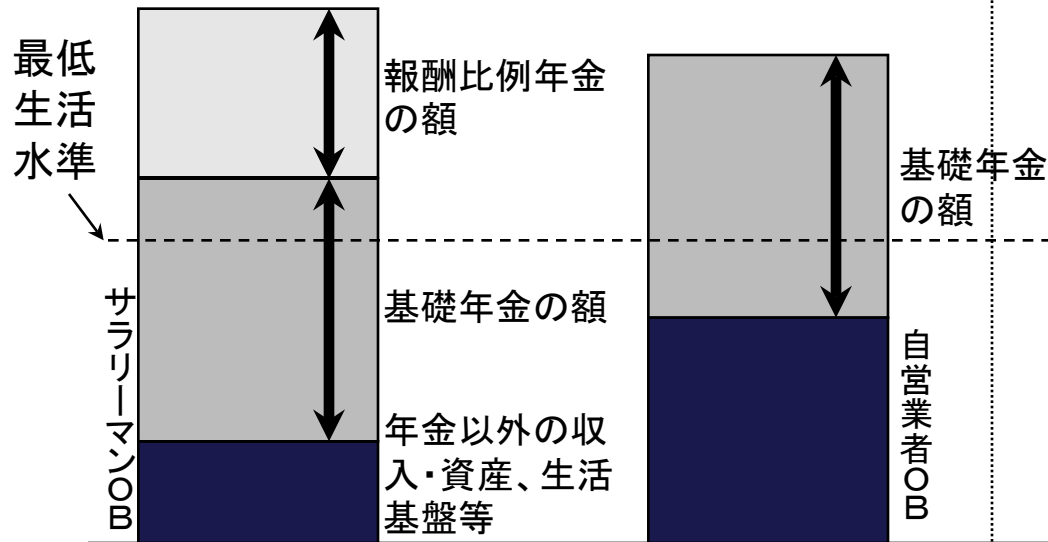
(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

基礎年金給付の考え方

- 基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
- また、受給時の個々の生活状況にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

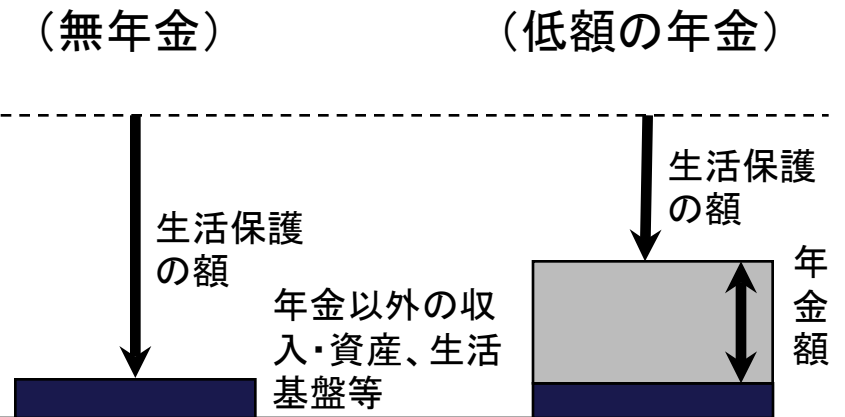
その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



調査はない

(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先



資力すべてを厳格に調査

年金制度における加算について

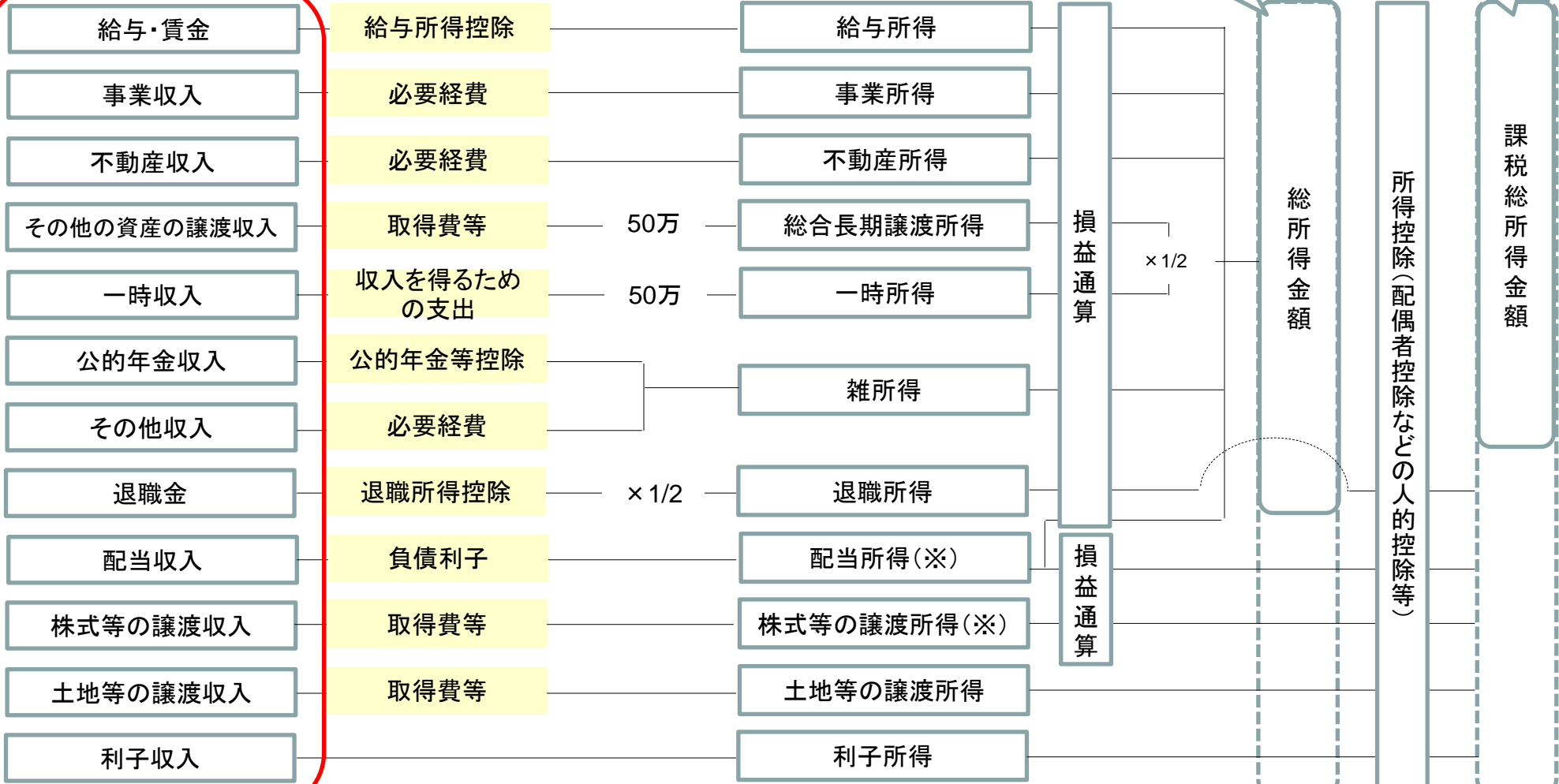
	給付の種類	概要(支給要件)	支給額 (平成23年度)
厚生年金	配偶者又は子の加給年金 (老齢厚生年金)	厚生年金の被保険者期間が240月(20年)以上ある者に支給する老齢厚生年金等の額に、受給権発生時に生計を維持する65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの子又は障害等級が1級、2級の障害の状態にある20歳未満の子がいる場合に加算して支給。	配偶者 227,000円 1・2人目の子 各227,000円 3人目以降の子 各75,600円
	配偶者加給年金 (障害厚生年金)	1級・2級の障害厚生年金の受給権を有する者によって生計を維持している配偶者がいる場合に加算。	227,000円
	中高齢寡婦加算 (遺族厚生年金)	夫が死亡した当時の妻(子がない場合に限る。)の年齢が40歳以上65歳未満であれば、当該妻に支給される遺族厚生年金に40歳から65歳までの間、遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額が加算。 (子のある妻について、40歳に達した当時は遺族基礎年金を受けていたが、当該子が18歳到達年度の末日を迎えるなどにより、遺族基礎年金が支給されなくなった場合には、妻の年齢が65歳未満であれば、その月から加算を実施。)	591,700円
基礎年金	子の加算 (障害基礎年金・遺族基礎年金)	障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している、又は遺族基礎年金の受給権を有する者に、死亡した夫によって生計を維持していた18歳到達年度の末日までの子又は障害等級が1級、2級の障害の状態にある20歳未満の子があるとき加算されるもの。	1・2人目の子 各227,000円 3人目以降の子 各75,600円
	振替加算 (老齢基礎年金)	老齢厚生年金の受給権者に加算されていた配偶者の加給年金額が当該配偶者が65歳に達すると打ち切られることに伴い、当該配偶者自身の老齢基礎年金に振り替えて加算されるもの。	配偶者の年齢に応じて227,000円～15,300円 ※ 配偶者の年齢が若くなるに応じて減額。

「総収入」「総所得」「課税総所得」の概念図

総収入

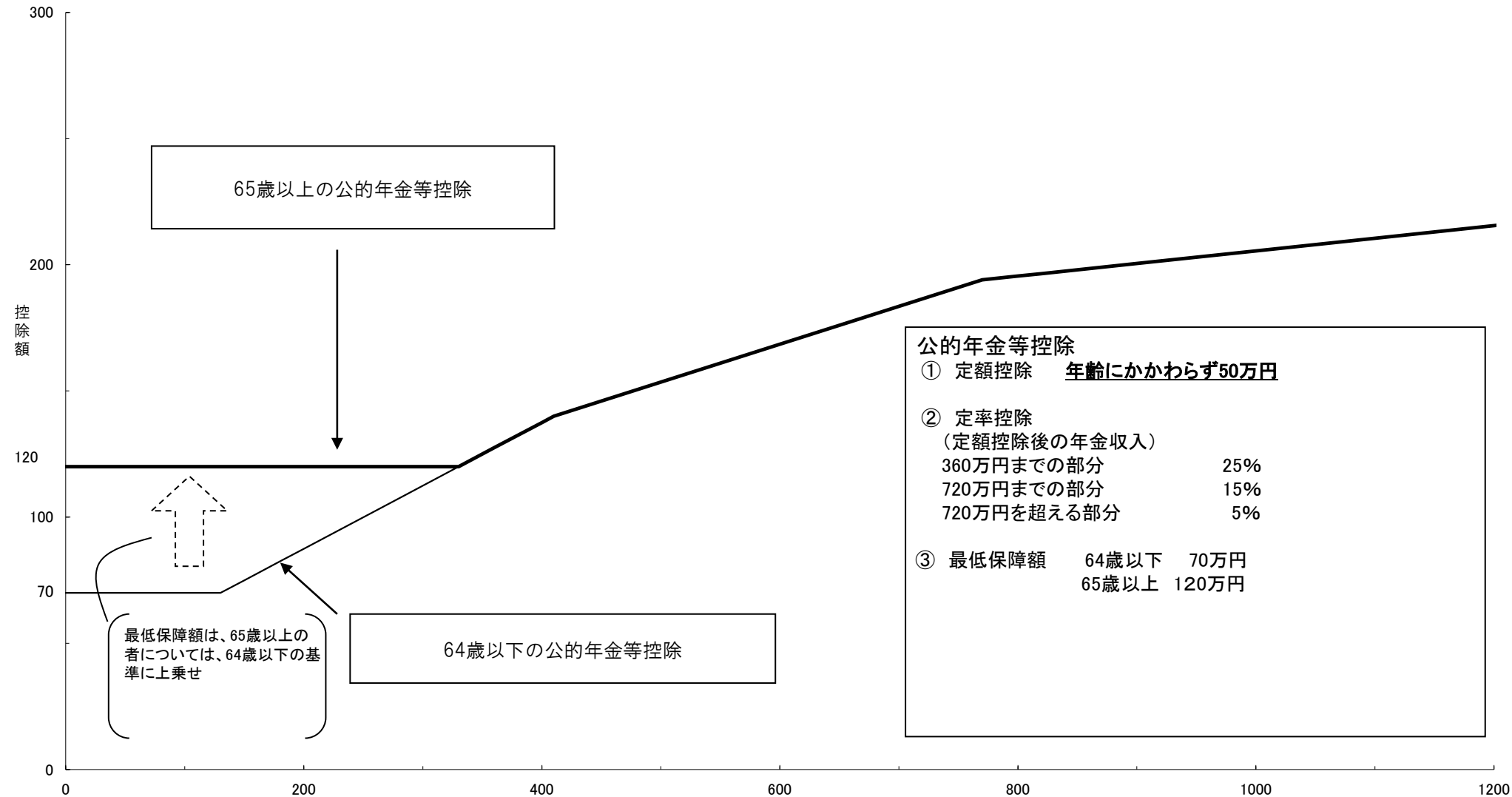
総所得

課税総所得



公的年金等控除の仕組み

(控除額: 万円)



(収入: 万円)

収入額 (年金、給与等)

財産権に関する判例等の考え方

○ 既裁定年金に関する考え方

① 政府答弁（平成13年3月13日鉢呂吉雄君提出「農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書」）

I 農業者年金改正のポイント

- 農業者年金は、国民年金の上乗せ給付として、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に加え、農業経営の近代化（若返り）及び農地保有の合理化（農地の細分化防止・規模拡大）という目的を有していた年金制度。
- 平成12年3月末において、成熟度が270%を超えるに至っており、このままでは遅くとも平成14年度には支払不能となる事態が確実とされていたことから、制度の財政方式を賦課方式から積立方式に変更するとともに、既裁定者の農業者年金のうち経営移譲年金※について、平均9.8%の引下げを行い、従前額保障も行わないこと等の改正を行った。
- ※ 経営移譲年金…農業経営等に供している自分名義の農地等の所有権を後継者に移転するなどして、農業経営から引退した方に税財源によって支給される年金。

II 質問主意書の内容

○ 上記の農業者年金の改正内容と憲法が保障する財産権との関係について質問主意書が提出されている。

問1 公的年金制度における既裁定の年金は、憲法が保障する財産権との関係でどのように位置づけられるか。

答 公的な年金制度における既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法第29条に規定する財産権である。

問2・3 受給者の年金を削減するという事は、憲法上の財産権の侵害に当たらないのか。また、契約違反とはならないのか。財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるのは、どのような場合か。特に、今回の改正案を提出しようとする背景と言われている年金財政上の問題をもって減額することは妥当か。また、妥当とする場合、その理由は何か。

答 財産権といえども、公共の福祉を実現しあるいは維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和53年7月12日最高裁判所大法廷判決（以下「昭和53年最高裁判決」という。）では、法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いったん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

II 質問主意書の内容（つづき）

問4 財産権たる既裁定の年金を減額することが認められるとした場合、その水準については、どのように考えるか（財産権の侵害には当たらないとする年金減額の水準の考え方）。

答 既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

問5 以上の問いを踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を9.8パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件につき、自分名義の農地等が五十アール以上の経営者を当然加入としていたこと等との関連から、その年金額を削減することの妥当性については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

答 今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和53年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討すると、

- ・ 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源を専ら国庫助成で賄っているものであること
- ・ 年金額引下げの水準は、月額2千円から4千円で、高齢夫婦世帯の消費支出の1パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと
- ・ 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができることから、農業者年金制度が一定規模以上の農地等を保有する農業者を当然加入とするものであるとしても、当該引下げ措置は、財産権に対する合理的な制約として、憲法第29条に照らしても許容されるものと考えている。また、現行制度をそのまま継続した場合には、遅くとも平成14年度には年金財政が払底し、農業者老齢年金の給付等に要する費用を賄うため保険料の大幅な引上げが求められる状況に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間の公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

○ 既裁定年金に関する裁判例

平成元年12月27日札幌地方裁判所「滝川労基署長傷病補償給付金変更処分取消等」

- ・ 憲法29条1項により保障される財産権には公法上の権利も含まれ、したがって、労災保険法或いは厚生年金保険法上の保険給付請求権が憲法29条1項によって保障されることは明らかである。

○ 財産権に関する最高裁判決（昭和53年7月12日最高裁大法廷判決）

- ・ 「憲法29条1項は、『財産権は、これを侵してはならない。』と規定しているが、同条2項は、『財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。』と規定している。したがって、法律でいつたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するやうにされたものである限り、これをもつて違憲の立法ということができないことは明らかである。そして、右の変更が公共の福祉に適合するやうにされたものであるかどうかは、いつたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによつて保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによつて、判断すべきである。」

(参考1) 国会議員互助年金廃止法（平成18年4月1日施行）による既裁定者の年金減額

国会議員互助年金の廃止の際、既裁定者については、以下の区分に応じ既裁定年金額に当該割合を乗じて得た額を支給した。
(最大で10%減額(※)。)

※ 地方議会議員年金制度も、制度改正により既裁定者については10%減額とされ、廃止の際にも減額措置が継続された。

※ また、国会議員互助年金制度、地方議会議員年金制度には、高額所得者に対する既裁定年金を支給停止する仕組みもある。

(※国会議員互助年金廃止の際の減額の例)

H6.12以後の退職者 100分の90 H2.7～H6.11の退職者 100分の92

S59.4～H2.6の退職者 100分の93 S56.4～S59.3の退職者 100分の95

S56.3以前の退職者 100分の100

(参考2) 被用者年金一元化法案（平成19年4月国会提出、審議未了のまま衆議院解散により平成21年7月廃案）による既裁定者の年金減額

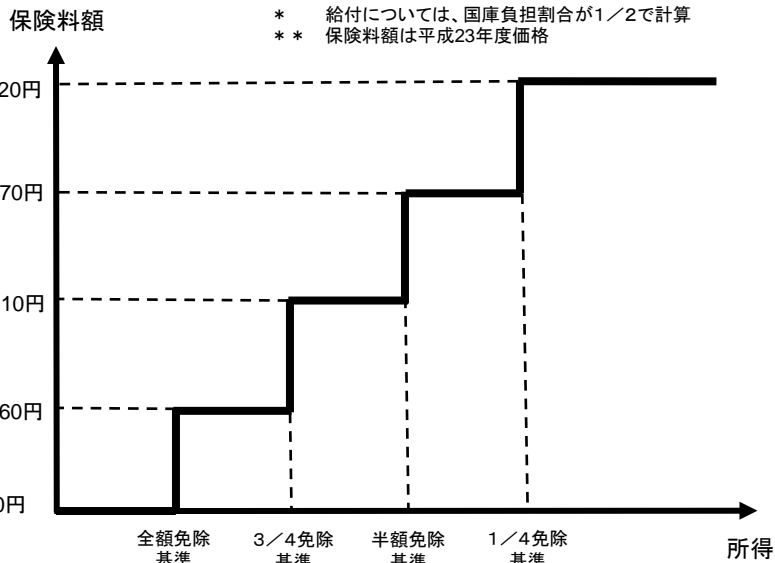
恩給期間に係る給付額を一律27%減額することとした。ただし、憲法上の財産権である既裁定年金の保障や受給者の生活の安定の観点から、恩給期間（27%減額）と共済期間（減額なし）を合計した給付額全体に対する減額率は10%を上限とした。

社会保障制度における低所得者への負担軽減の仕組み

	国民年金	医療保険		介護保険
		国民健康保険	長寿医療(後期高齢者医療)	
保険料の減免・設定の仕組み	○ 被保険者の申請に基づき、社会保険庁長官が承認したときに、その者の所得に応じて、保険料の納付義務が免除される。(申請免除)	○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。	○ 後期高齢者医療広域連合が、市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、保険料を設定。	○ 市町村が有する所得情報に基づき、被保険者の所得に応じて、市町村が保険料を設定。
減免・軽減の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税(所得ベースで162万円): 保険料全額免除 所得税非課税所得+40万円(所得ベースで230万円): 保険料4分の3免除 所得税非課税所得+80万円(所得ベースで282万円): 保険料半額免除 所得税非課税所得+120万円(所得ベースで335万円): 保険料4分の1免除 <p>* 4人世帯(夫婦2人、子ども2人で、夫か妻どちらかのみ所得がある世帯)の場合</p> <p>(注) 障害年金の受給権者や生活保護受給者等は、申請手続きがなくても、保険料の納付義務が免除される。(法定免除)</p>	<p>世帯主及び当該世帯に属する被保険者につき算定した総所得金額等の合算額が次のいずれかの条件を満たす場合は、応益割を減額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7割軽減 合算額 ≤ 33万円 5割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 24.5万円 × 世帯主を除く被保険者数 2割軽減 合算額 ≤ 33万円 + 35万円 × 被保険者数 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に国民健康保険と同様 ただし、保険料の軽減について、 <ul style="list-style-type: none"> ①20年度における当面の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> 7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている者については、10月からは保険料を徴収しない等 ②21年度以降の対策として、 <ul style="list-style-type: none"> 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする等 <p>の対策が行われることとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円以下の者等: 保険料基準額 × 0.5* 世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超の者等: 保険料基準額 × 0.75* <p>* 標準的な割合</p>
給付への反映	保険料免除期間については、基礎年金の国庫負担に相当する額が給付に反映される。	一般の者と同じ給付内容		
		ただし、所得等に応じ、自己負担割合や一部負担金の上限は相違		ただし、所得等に応じ、利用者負担の上限は相違

<保険料の減免・設定のイメージ>

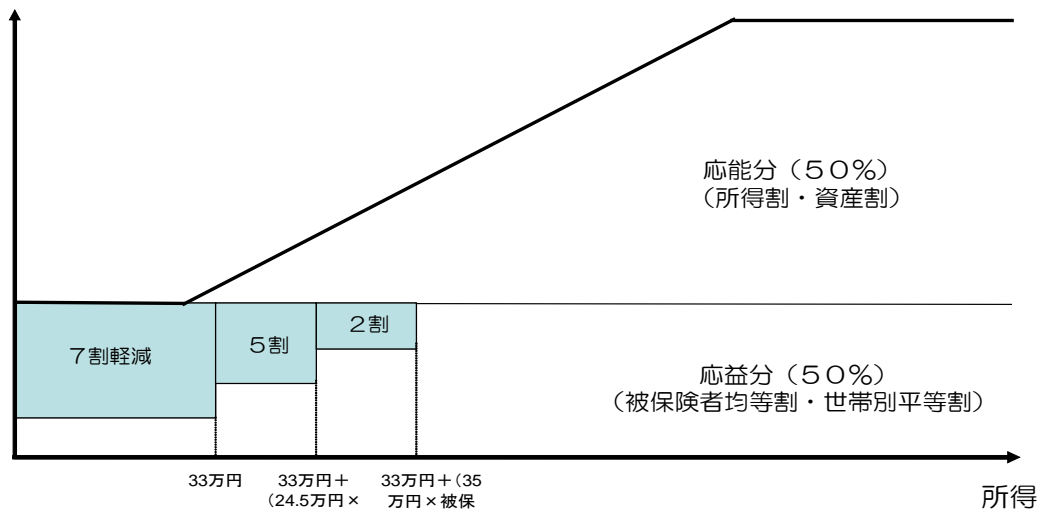
国民年金



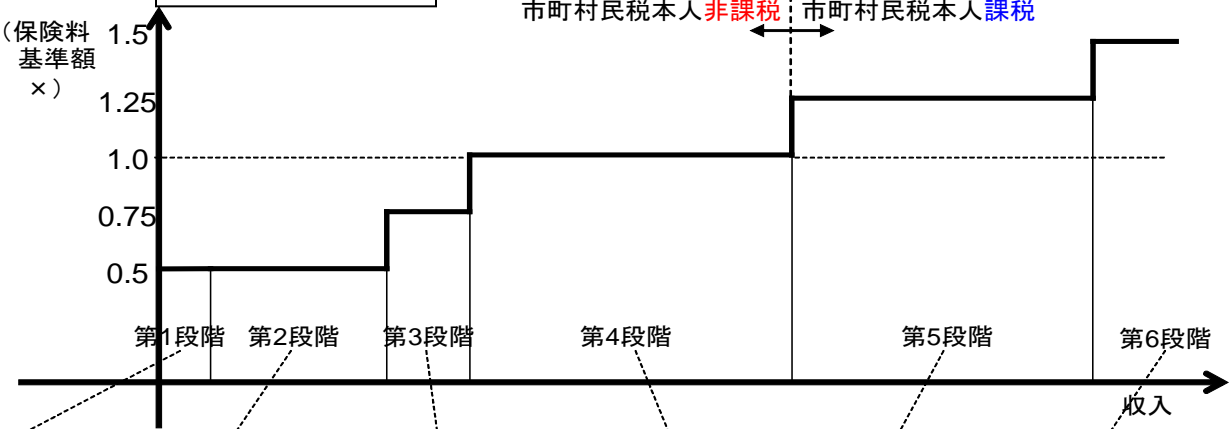
* 給付については、国庫負担割合が1/2で計算
 ** 保険料額は平成23年度価格

国民健康保険

* 長寿医療(後期高齢者医療)も原則は同じ



介護保険



市町村民税本人非課税 ← 市町村民税本人課税

前年所得が[(扶養親族の数 + 1) × 35万円 + 22万円]以下 + 生活保護受給者等

前年所得が(78万円 + 扶養親族 × 38万円)以下等

前年所得が(118万円 + 扶養親族 × 38万円)以下等

前年所得が(158万円 + 扶養親族 × 38万円)以下等

第1段階 生活保護受給者

第2段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円以下等

第3段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入80万円超等

第4段階 本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)

第5段階 市町村民税課税かつ基準所得金額200万円未満

第6段階 市町村民税課税かつ基準所得金額200万円以上

所得保障施策における基礎年金の位置づけ

① 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金の水準は、老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

② 国庫負担の意義

- ・ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
- ・ また、昭和60年改正において、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたことから、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中した。

※ 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準55に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度（免除制度）の実施を可能としている。

基礎年金の給付水準 改定経緯

○昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。 *なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。

○平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。

○平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2023年度までの間、給付水準を調整。

改正年	金額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業の者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考)全世帯の消費水準の伸び:17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:3.1% 全世帯の消費水準の伸び:0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:1.5%
平成16年	780,900円 * 本来水準 (月額65,075円)	(本来水準)消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率:△2.9% 全世帯の消費水準の伸び:△6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び:△8.8%
	794,500円 * 物スラ特例 (月額66,208円)	物価スライド特例水準)消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11～13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考)平成11～13年の消費者物価上昇率:△1.7% *平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2023年度までマクロ経済スライドで調整。

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

○平成21年財政検証、基本ケース

平成22(2010)年 における年齢	(生年)	厚生年金(基礎年金を含む)				国民年金			
		保険料 負担額	年 金 給付額	倍率	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額	年 金 給付額	倍率
					年金給付額	倍率			
①	②	②/①	②'	②'/①	①	②	②/①		
70歳	(1940年生)	万円 900 (900)	万円 5,500 (5,600)	6.5	万円 4,300 (4,400)	5.1	万円 300 (300)	万円 1,300 (1,400)	4.5
65歳	(1945年生)	1,000 (1,000)	4,800 (4,800)	4.7	4,000 (4,000)	3.9	400 (400)	1,300 (1,300)	3.4
60歳	(1950年生)	1,300 (1,200)	5,200 (4,700)	3.9	4,600 (4,200)	3.4	500 (500)	1,400 (1,300)	2.7
55歳	(1955年生)	1,700 (1,500)	5,600 (4,900)	3.3	5,200 (4,500)	3.1	700 (600)	1,500 (1,300)	2.2
50歳	(1960年生)	2,200 (1,800)	6,200 (5,100)	2.9	6,100 (5,000)	2.8	900 (700)	1,700 (1,400)	1.9
45歳	(1965年生)	2,700 (2,100)	7,100 (5,600)	2.7	7,100 (5,600)	2.7	1,100 (800)	1,900 (1,500)	1.8
40歳	(1970年生)	3,200 (2,400)	8,000 (5,900)	2.5	8,000 (5,900)	2.5	1,300 (1,000)	2,100 (1,500)	1.6
35歳	(1975年生)	3,800 (2,700)	9,100 (6,400)	2.4	9,100 (6,400)	2.4	1,500 (1,100)	2,400 (1,700)	1.5
30歳	(1980年生)	4,500 (3,000)	10,400 (7,000)	2.3	10,400 (7,000)	2.3	1,800 (1,200)	2,700 (1,800)	1.5
25歳	(1985年生)	5,200 (3,300)	11,900 (7,600)	2.3	11,900 (7,600)	2.3	2,000 (1,300)	3,100 (2,000)	1.5
20歳	(1990年生)	5,900 (3,600)	13,600 (8,300)	2.3	13,600 (8,300)	2.3	2,300 (1,400)	3,500 (2,200)	1.5
15歳	(1995年生)	6,800 (3,900)	15,500 (9,000)	2.3	15,500 (9,000)	2.3	2,700 (1,500)	4,000 (2,300)	1.5
10歳	(2000年生)	7,700 (4,200)	17,600 (9,700)	2.3	17,600 (9,700)	2.3	3,000 (1,700)	4,600 (2,500)	1.5
5歳	(2005年生)	8,700 (4,600)	19,900 (10,400)	2.3	19,900 (10,400)	2.3	3,400 (1,800)	5,200 (2,700)	1.5
0歳	(2010年生)	9,800 (4,900)	22,500 (11,200)	2.3	22,500 (11,200)	2.3	3,900 (1,900)	5,800 (2,900)	1.5

(注1)それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。()内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割引いて表示したもの。

(注2)2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。